

令和6年度 第2回甲賀市総合教育会議 次第

日 時 令和7年(2025年)2月5日(水) 13:30～15:30

場 所 教育委員会室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 協議事項

- 議題 1)「甲賀市教育大綱」と「甲賀市教育振興基本計画」について
2) 学びの多様化推進事業について

4. 事務連絡

5. 閉 会

配布資料

- 教育大綱と教育振興基本計画の関係について
- 甲賀市教育大綱
- 第4期甲賀市教育振興基本計画(案)
- 学びの多様化推進事業について
- 甲賀市総合教育会議設置要綱／甲賀市総合教育会議構成員名簿／席次

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に あなたも仲間
いろどる山河と 生きいき文化
こぼれる笑顔に 応える安心
うみだす活力 受けつぐ伝統
かがやく未来に 鹿深の夢を

教育大綱と教育振興基本計画の関係等について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(基本理念)

第1条の2 地方公共団体における教育行政は、教育基本法(平成18年法律第120号)の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

教育基本法

(教育振興基本計画)

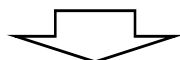
第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

Q.すでに教育振興基本計画を定めている場合でも、大綱を別途定める必要はありますか。
(「改正地方教育行政」文部科学省 編著より)

A.地方公共団体において、教育基本法第17条第1項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、首長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

一方、新たな首長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なる時には、新たな大綱に則して、当該計画を変更することが望ましい。



どちらが上位ということではなく、総合教育会議において協議・調整した上で、その内容を一致させることが地方公共団体に求められていると考えられる。

教育振興基本計画(国)

参酌

参酌

教育大綱

- ・目標
- ・方針

総合教育会議で調整

教育振興基本計画

(・目標)

(・方針)

・施策、取組内容

大綱に代える
ことも可能

甲 賀 市 教 育 大 綱

～未来を切り拓く人づくりをめざす～

令和3年(2021年)10月

甲賀市

はじめに

人口減少や少子高齢化、社会経済のグローバル化、急速な技術革新によるデジタル社会の到来など、目まぐるしく社会の状況が変化し続ける現代において、全ての人が生涯にわたって学び続け、生きがいを持てる社会を築くためには、家庭教育、学校教育、社会教育や文化・スポーツ等の振興など、教育の果たすべき役割はますます重要となっています。

第2次甲賀市総合計画では、まちや人の姿の未来像として「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」を掲げ、四季折々の豊かな自然に囲まれた中で、人と人とながかりながら、誰もが生きがいを持ち、安心してゆったりと暮らすことができる、そのようなまちづくりを理想としながら、様々な取り組みを進めております。

こうした中、新型コロナウイルス感染症による世界的危機により、これまでの社会経済システムや日常生活が大きく変わりました。外出の自粛が求められ、家の中で過ごす時間が増えていく中で、私たちは、これまで気付かなかった、新たな形での日常の暮らし方について考えさせられる事が多くなり、これまでのような物質的な豊かさから、個人の感性や違いも大切にされながら、多様な価値観が認められる『新しい豊かさ』の大切さに気付くこととなりました。

今回、教育大綱には、国際感覚に優れた、グローバルな視点で課題を解決できるような人材の育成に努めることを新たに加えたほか、制度の狭間で課題を抱えておられる方を一人も取り残さないよう、就学前教育の充実や特別支援教育の推進、外国人児童生徒を支援する総合的な体制づくりの推進などにも重点的に取り組むこととしました。

甲賀市は、豊かな自然を多く残しながらも社会インフラが充実し、主要な都市部へもアクセスしやすく、多彩な文化・芸術、そして多くの産業がしっかりと受け継がれてきた、まさに『新しい豊かさ』を享受できる大変恵まれた環境にあります。今後、この恵まれた環境の中で、市民の皆様が日々の暮らしに幸せを感じ、心身ともに健康で豊かな人生を送っていただけるよう、皆様とともにオール甲賀で本市の教育施策を総合的に推進してまいります。

令和3年（2021年）10月

甲賀市長 岩 永 裕 貴

〈目次〉

1. 教育方針	3
2. 教育目標	4
教育目標 1	ともに学び、ともに育ち、ともに生きる
教育目標 2	豊かな心と健やかな体を育む
教育目標 3	郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる
3. 教育施策の柱	5～6

1. 教育方針

たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる

本市には、中世から自治を重んじる「甲賀郡中惣＊１」が芽生えるなど、地域どうしのつながりや人と人との絆を大切にする文化がいきづいています。

教育は、人づくりを通じてより良い未来をめざす実践であり、まちづくりの根幹を成すものであります。

そのためには甲賀市の伝統や文化を深く理解し、郷土愛にあふれ、地域に誇りを持ちながら、広い視野で自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりに貢献することのできる心豊かな人を育てることが大切です。

さらに、時代は高度情報化・グローバル化の進展と技術革新が進んでいます。

このような時代の変化に対応しながらたくましく生き、広く社会で活躍できる人、地域にいながらにして世界に発信することができる人を育てることも重要です。

また、いじめ・不登校・ひきこもりなど青少年を取り巻く状況が依然として深刻な中、いのちの尊さを重んじ、生きる力を育む教育が必要です。

今後は、アフターコロナにおける新しい生活様式を教育にも取り入れながら、教育的ニーズに合わせたＩＣＴの活用を進め、本市総合計画の未来像である「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」を実現するため、「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」ことを教育方針とし、教育施策を総合的に推進していきます。

＊１ 郡中惣：戦国時代の自治連合組織。地域が結束して事にあたり、村の意思決定は合議制で定める民主的な体制。

2. 教育目標

教育方針に基づき、本市がめざす教育の姿を実現するために、次の3つの教育目標を掲げ、教育施策を推進していきます。

教育目標 1 ともに学び、ともに育ち、ともに生きる

就学前の乳幼児や小中学校の児童・生徒の誰もが安全に安心して学べる環境整備、いじめや不登校のない学校づくり、生涯にわたって「いつでも どこでも 学びたいときに学べる」環境づくりを進めます。

また、教職員の指導力と資質の向上を図るとともに、様々な課題を抱える子どもへの支援を充実し、主体的・協働的で深い学びをとおして、一人ひとりを確実に伸ばし、「確かな学力」と「生きる力」を育成します。

さらに、家庭、園、学校、地域及び企業の連携を強め、乳幼児期から高齢者に至るまで市民の交流の中で幅広い学びづくりに努めます。

教育目標 2 豊かな心と健やかな体を育む

道徳教育や人権教育、読書、様々な体験、優れた文化・芸術・芸能に触れる機会をとおして、自然や人を愛する思いやりのある豊かな心を育てるとともに、いのちを大切にし、お互いの人権を尊重する精神や態度を育成します。

また、誰もが気軽に文化やスポーツに親しめる環境を整え、健康で明るく生きがいのある充実した生活が送れるよう支援し、心身ともにたくましい人を育てます。

教育目標 3 郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる

貴重な歴史遺産を引き継ぐとともに、日本遺産や国史跡に指定された文化財等の整備と活用を図ります。

そして、地域学を推進し、地域について深く学び、よく知ることによって郷土愛を育むとともに、まちの魅力を誇れる人を育てます。

また、グローバル社会で活躍していくために、キャリア教育やICT教育、英語教育の推進を図り、主体的に行動する力と発信できる力を身につけた人を育てます。

3. 教育施策の柱

3つの教育目標とその基本的方向を踏まえ、各教育分野で総合的かつ計画的に取り組む教育施策の柱を、次のとおり設定します。

子ども・子育て

- (1) 就学前教育の充実
 - ・保育教育課程に基づいた保育・教育の充実
 - ・学びの芽生えを育み、就学につなげる教育・保育活動の推進
 - ・安心安全な保育・教育環境の整備
- (2) 家庭教育の充実
 - ・家庭における教育力の充実
 - ・家庭教育支援事業の充実
- (3) 地域の子育て力の強化
 - ・育ちをつなぐ家庭・地域・園・小学校・各種団体・企業の連携・協力
 - ・地域の人々との交流と支援

学校教育・青少年の健全育成

- (1) 学校教育の充実
 - ・学ぶ力を高め、確かな学力の育成
 - ・豊かな心と感性を育む道德教育の推進
 - ・いじめ・不登校対策への取組強化
 - ・特別支援教育の推進
 - ・グローバル社会で活躍できる人材の育成・国際教育の充実
 - ・小中連携・一貫教育の推進
 - ・地域学の推進と特色ある学校づくり
- (2) 教育環境の充実
 - ・将来を見据えた適正な学校教育環境の整備
 - ・I C T機器の導入等教育設備の充実
 - ・安全・安心な学校給食の提供
 - ・教職員の資質向上を図る研修の充実と研究の推進
 - ・教職員の働きやすい環境づくり
 - ・支援員、相談員、指導員などの充実
- (3) 青少年の健全育成
 - ・一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな相談・支援の充実

- ・非行等の未然防止活動の強化
- ・生きる力を育む体験活動の推進

生涯学習・文化・スポーツ

- (1) 生涯学習環境の充実
 - ・いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実
 - ・子どものときから本に親しむことができる環境づくり
- (2) 文化・芸術の振興
 - ・文化・芸術の振興のための人材育成、活動の場の充実、自主活動支援
 - ・文化・芸術の環境整備
- (3) スポーツの振興
 - ・だれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくり
 - ・スポーツ振興のための施設整備と指導者育成

歴史・文化財

- (1) 文化財調査と保護
 - ・文化財の調査、保護、保存による歴史文化遺産の継承
- (2) 文化財等の活用
 - ・市民との協働による文化財を活用したまちの魅力発信

多文化共生

- ・外国人児童生徒を支援する総合的な体制づくり
- ・学校や各種団体、企業、地域の連携による、日本語指導や進路支援の充実

人権教育・人権啓発

- ・いのちを大切に、人間の尊厳を基本とする、人が輝く教育の推進
- ・あらゆる場における人権教育の推進と指導者の育成

安全教育・防災教育・保健衛生教育

- (1) 安全教育の充実
 - ・安全対策の啓発や安全指導の充実
- (2) 学校・園における防災教育の推進
 - ・災害に適切に対応できる能力の育成
- (3) 保健衛生教育の充実
 - ・新型コロナウイルス感染症等対策の徹底

第4期甲賀市教育振興基本計画 (案)

甲賀市教育委員会

令和7年 月

<目次>

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画策定の理念	2
4. 計画の期間	2
5. 計画で取り扱う「教育」の範囲	2
甲賀市の教育大綱	3
1. 教育方針	3
たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる	
2. 教育目標	4
(1) とともに学び、ともに育ち、ともに生きる	
(2) 豊かな心と健やかな体を育む	
(3) 郷土への誇りをもち、世界に発信できる人を育てる	
3. 教育施策の柱	5

第2章 甲賀市の教育をめぐる現状・課題と施策の方針

教育施策の体系	7
(A)－1. 就学前教育の充実	9
(A)－2. 家庭教育の充実	15
(A)－3. 地域の子育て力の強化	17
(B)－1. 学校教育の充実	21
(B)－2. 教育環境の充実	35
(B)－3. 青少年の健全育成	49
(C)－1. 生涯学習環境の充実	55
(C)－2. 文化・芸術の振興	61
(C)－3. スポーツの振興	65
(D)－1. 文化財調査と保護	67
(D)－2. 文化財等の活用	69
(E)－1. 多文化共生	71
(F)－1. 人権教育の推進	73
(G)－1. 安全教育の充実	75
(G)－2. 学校・園における防災教育の推進	77
(H)－1. 環境教育の推進	79

第3章 計画の推進

1. 教育委員会機能の充実	81
2. 関係者の役割分担と連携協力	82
3. 市民の意見等の把握と反映	83
4. 進捗状況の点検と評価	83
5. 計画の見直しと新たな課題への対応	84
6. 安全管理に対する取り組み	84

第1章 計画策定にあたって

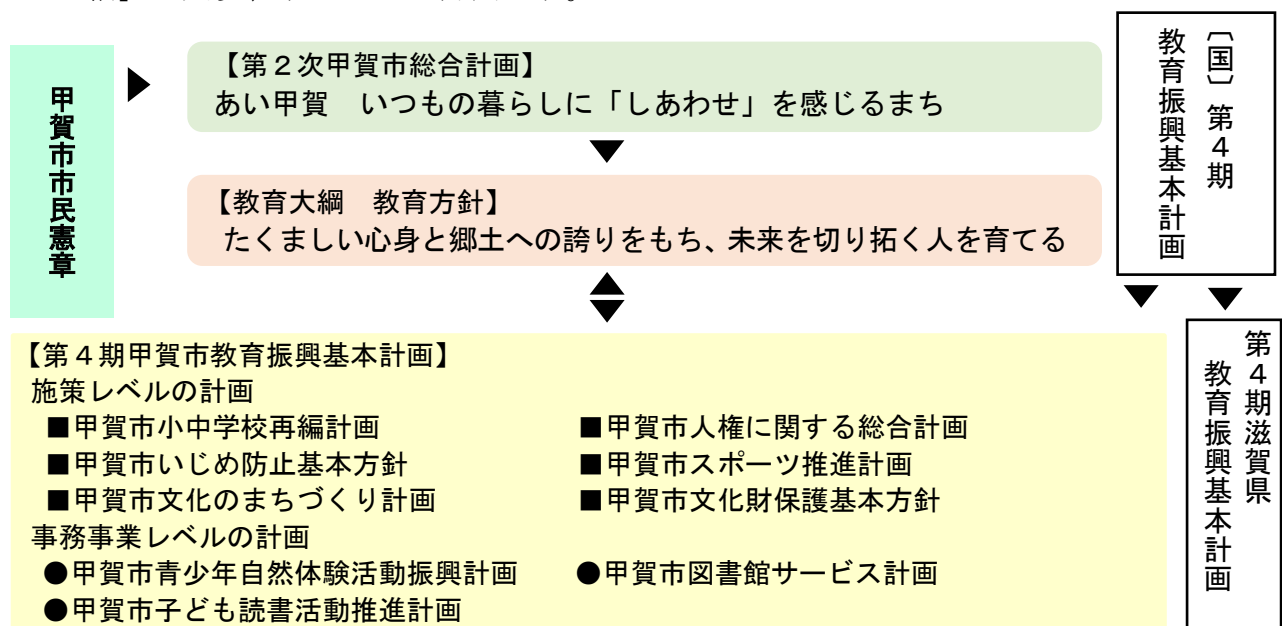
1. 計画策定の趣旨

教育基本法第17条第1項では、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」と定められており、また、同条第2項において、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と定められています。

本計画は、この教育基本法の理念に基づき、国の教育振興基本計画を参酌しつつ、社会情勢や本市の実情に合った課題と合わせ、本市が目指す教育の推進に向けて策定するものです。

2. 計画の位置づけ

- (1) 教育基本法第17条第1項に基づく「教育振興基本計画」を参酌した計画です。
- (2) 最上位計画である「第2次甲賀市総合計画」に対応した教育分野に関する主要施策を総合的かつ体系的に構築し、施策の方向性、ビジョンを示す「政策レベル」の計画です。
- (3) 市のめざす教育の姿を明確にするため、総合的な理念・方針を定めた「甲賀市教育大綱」を具現化するための計画です。



- (4) SDG s との関連性の明確化

2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDG s）は、世界共通の目標です。「誰一人取り残さない」という理念は、本市の経営方針また、教育目標にも共通することから、本計画における各施策とSDG s との関連を明確にし、SDG s の掲げる目標達成に向けた施策に取り組みます。



3. 計画策定の理念

本計画は下記の事項を基本的な理念として策定します。

- 教育基本法に掲げられている教育の目的、目標、生涯学習の理念等の実現
- 第2次甲賀市総合計画に掲げる未来像『あいこうか いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち』の実現
- 第2次甲賀市総合計画・第3期基本計画に掲げる「新しい豊かさの追求」や「暮らしの「余白」を生み出す」、「甲賀スタイル」の実現や重点プロジェクトである「若者子育て応援プロジェクト」や「こどもの可能性無限大プロジェクト」の推進
- 甲賀市教育大綱に掲げる教育方針及び教育目標の達成

<教育方針>

「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」

<教育目標>

1. とともに学び、ともに育ち、ともに生きる
2. 豊かな心と健やかな体を育む
3. 郷土への誇りをもち、世界に発信できる人を育てる

4. 計画の期間

本計画は令和7年（2025年）4月から令和11年（2029年）3月までの4年間を計画期間とします。

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
総合計画	計画期間：12年間 平成29(2017)年度から令和10(2028)年度											
基本計画	第1期 計画期間：4年間			第2期 計画期間：4年間				第3期 計画期間：4年間				
教育大綱	計画期間：なし 平成29(2017)年度から											
教育振興 基本計画	後期計画		第3期 計画期間：6年間 平成31(2019)年度から 令和6(2024)年度						第4期 計画期間：4年間 令和7(2025)年度から 令和10(2028)年度			

5. 計画で取り扱う「教育」の範囲

- (1) 乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期のいずれの時期の教育も含みます。
- (2) 教育施策を実施する部局にかかわらず、本市における教育分野に関する施策を含みます。
- (3) 家庭教育、就学前教育、学校教育及び社会教育の全ての場所を含みます。ただし、県立・私立の保育園、幼稚園、認定こども園、学校、専修学校、各種学校で行われる教育内容等については、各園・学校の独立性を尊重して、本計画では含まないこととします。

甲賀市の教育大綱

1. 教育方針

たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる

本市には、中世から自治を重んじる「甲賀郡中惣」が芽生えるなど、地域どうしのつながりや人と人との絆を大切にする文化がいきづいています。

教育は、人づくりを通じてより良い未来をめざす実践であり、まちづくりの根幹を成すものがあります。

そのためには甲賀市の伝統や文化を深く理解し、郷土愛にあふれ、地域に誇りをもちながら、広い視野で自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりに貢献することのできる心豊かな人を育てることが大切です。

さらに、時代は高度情報化・グローバル化の進展と技術革新が進んでいます。

このような時代の変化に対応しながらたくましく生き、広く社会で活躍できる人、地域にいらがらにして世界に発信することができる人を育てることも重要です。

また、いじめ・不登校・ひきこもりなど青少年を取り巻く状況が依然として深刻な中、いのちの尊さを重んじ、生きる力^[1]を育む教育が必要です。

今後は、アフターコロナにおける新しい生活様式を教育にも取り入れながら、教育的ニーズに合わせたICT^[2]の活用を進め、本市総合計画の未来像である「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」を実現するため、「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」ことを教育方針とし、教育施策を総合的に推進していきます。

[1] **生きる力**: 変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素からなる力

[2] **ICT**:「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、様々な形状のコンピュータを活用した情報処理や通信技術の総称

2. 教育目標

教育方針に基づき、本市がめざす教育の姿を実現するために、次の3つの教育目標を掲げ、教育施策を推進していきます。

教育目標 1 ともに学び、ともに育ち、ともに生きる

就学前の乳幼児や小中学校の児童・生徒の誰もが安全に安心して学べる環境整備、いじめや不登校のない学校づくり、生涯にわたって「いつでも どこでも 学びたいときに学べる」環境づくりを進めます。

また、教職員の指導力と資質の向上を図るとともに、様々な課題を抱える子どもへの支援を充実し、主体的・協働的で深い学びをとおして、一人ひとりを確実に伸ばし、「確かな学力^[3]」と「生きる力」を育成します。

さらに、家庭、園、学校、地域及び企業の連携を強め、乳幼児期から高齢者に至るまで市民の交流の中で幅広い学びづくりに努めます。

教育目標 2 豊かな心と健やかな体を育む

道徳教育や人権教育、読書、様々な体験、優れた文化・芸術に触れる機会をとおして、自然や人を愛する思いやりのある豊かな心を育てるとともに、いのちを大切にし、お互いの人権を尊重する精神や態度を育成します。

また、誰もが気軽に文化やスポーツに親しめる環境を整え、健康で明るく生きがいのある充実した生活が送れるよう支援し、心身ともにたくましい人を育てます。

教育目標 3 郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる

貴重な歴史遺産を引き継ぐとともに、日本遺産や国史跡に指定された文化財等の整備と活用を図ります。

そして、地域学を推進し、地域について深く学び、よく知ることによって郷土愛を育むとともに、まちの魅力を誇れる人を育てます。

また、グローバル社会で活躍していくために、キャリア教育やICT教育、英語教育の推進を図り、主体的に行動する力と発信できる力を身に付けた人を育てます。

[3] **確かな学力**:知識・技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

3. 教育施策の柱

3つの教育目標とその基本的方向を踏まえ、各教育分野で総合的かつ計画的に取り組む教育施策の柱を、次のとおり設定します。

子ども・子育て

- (1) 就学前教育の充実
 - ・保育教育課程に基づいた保育・教育の充実
 - ・学びの芽生えを育み、就学につなげる教育・保育活動の推進
 - ・安心安全な保育・教育環境の整備
- (2) 家庭教育の充実
 - ・家庭における教育力の充実
 - ・家庭教育支援事業の充実
- (3) 地域の子育て力の強化
 - ・育ちをつなぐ家庭・地域・園・小学校・各種団体・企業の連携・協力
 - ・地域の人々との交流と支援

学校教育・青少年の健全育成

- (1) 学校教育の充実
 - ・学ぶ力を高め、確かな学力の育成
 - ・豊かな心と感性を育む道德教育の推進
 - ・いじめ・不登校対策への取組強化
 - ・特別支援教育の推進
 - ・グローバル社会で活躍できる人材の育成・国際教育の充実
 - ・小中連携・一貫教育の推進
 - ・地域学の推進と特色ある学校づくり
- (2) 教育環境の充実
 - ・将来を見据えた適正な学校教育環境の整備
 - ・I C T機器の導入等教育設備の充実
 - ・安全・安心な学校給食の提供
 - ・教職員の資質向上を図る研修の充実と研究の推進
 - ・教職員の働きやすい環境づくり
 - ・支援員、相談員、指導員などの充実
- (3) 青少年の健全育成
 - ・一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな相談・支援の充実
 - ・非行等の未然防止活動の強化
 - ・生きる力を育む体験活動の推進

生涯学習・文化・スポーツ

- (1) 生涯学習環境の充実
 - ・いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実
 - ・子どものときから本に親しむことができる環境づくり
- (2) 文化・芸術の振興
 - ・文化・芸術の振興のための人材育成、活動の場の充実、自主活動支援
 - ・文化・芸術の環境整備
- (3) スポーツの振興
 - ・だれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくり
 - ・スポーツ振興のための施設整備と指導者育成

歴史・文化財

- (1) 文化財調査と保護
 - ・文化財の調査、保護、保存による歴史文化遺産の継承
- (2) 文化財等の活用
 - ・市民との協働による文化財を活用したまちの魅力発信

多文化共生

- ・外国人児童生徒を支援する総合的な体制づくり
- ・学校や各種団体、企業、地域の連携による、日本語指導や進路支援の充実

人権教育・人権啓発

- ・いのちを大切に、人間の尊厳を基本とする、人が輝く教育の推進
- ・あらゆる場における人権教育の推進と指導者の育成

安全教育・防災教育・保健衛生教育

- (1) 安全教育の充実
 - ・安全対策の啓発や安全指導の充実
- (2) 学校・園における防災教育の推進
 - ・災害に適切に対応できる能力の育成
- (3) 保健衛生教育の充実
 - ・新型コロナウイルス感染症等対策の徹底

第2章 甲賀市の教育をめぐる現状・課題と施策の方針

この章では、今後4年間に進める主な取り組みについて教育施策の柱に沿って、総合的かつ体系的に掲げます。

教育施策の体系

以下の施策体系に基づき、教育施策を総合的かつ計画的に推進します。

教育方針	たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる
教育目標	1. とともに学び、ともに育ち、ともに生きる 2. 豊かな心と健やかな体を育む 3. 郷土への誇りをもち、世界に発信できる人を育てる
教育施策の柱	教育施策
A 子ども・子育て	
(1) 就学前教育の充実	① 全体的な計画に基づいた教育・保育の充実 ② 学びの芽生えを育み、就学につなげる教育・保育活動の推進 ③ 安心安全な保育・教育環境の整備
(2) 家庭教育の充実	① 家庭における教育力の充実 ② 家庭教育支援事業の充実
(3) 地域の子育て力の強化	① 育ちをつなぐ家庭・地域・園・小学校・各種団体・企業の連携・協力 ② 地域の人々との交流と支援
B 学校教育・青少年の健全育成	
(1) 学校教育の充実	① 学ぶ力を高め、確かな学力の育成 ② 豊かな心と感性を育む道德教育の推進 ③ いじめ・不登校対策への取組強化 ④ 特別支援教育の推進 ⑤ グローバル社会で活躍できる人材の育成・国際教育の充実 ⑥ 小中連携・一貫教育の推進 ⑦ 地域学の推進と特色ある学校づくり
(2) 教育環境の充実	① 将来を見据えた適正な学校教育環境の整備 ② ICT機器の導入等教育設備の充実 ③ 安全・安心な学校給食の提供 ④ 教職員の資質向上を図る研修の充実と研究の推進 ⑤ 教職員の働きやすい環境づくり ⑥ 支援員、相談員、指導員などの充実

	(3) 青少年の健全育成	① 一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな相談・支援の充実 ② 非行等の未然防止活動の強化 ③ 生きる力を育む体験活動の推進
C 生涯学習・文化・スポーツ		
	(1) 生涯学習環境の充実	① いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実 ② 子どものときから本に親しむことができる環境づくり
	(2) 文化・芸術の振興	① 文化・芸術の振興のための人材育成、活動の場の充実、自主活動支援 ② 文化・芸術の環境整備
	(3) スポーツの振興	① だれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくり ② スポーツ振興のための施設整備と指導者育成
D 歴史・文化財		
	(1) 文化財調査と保護	① 文化財の調査、保護、保存による歴史文化遺産の継承
	(2) 文化財等の活用	① 市民との協働による文化財を活用したまちの魅力発信
E 多文化共生		
	(1) 多文化共生	① 外国人児童生徒を支援する総合的な体制づくり ② 学校や各種団体、企業、地域の連携による日本語指導や進路支援の充実
F 人権教育・人権啓発		
	(1) 人権教育の推進	① いのちを大切にし、人間の尊厳を基本とする、人が輝く教育の推進 ② あらゆる場における人権教育の推進と指導者の育成
G 安全教育・防災教育		
	(1) 安全教育の充実	① 安全対策の啓発や安全指導の充実
	(2) 学校・園における防災教育の推進	① 災害に適切に対応できる能力の育成
H 環境教育		
	(1) 環境教育の推進	① 持続可能な社会の構築を目指した環境教育の推進

「甲賀市乳幼児保育・教育の指針」等による保育園・認定こども園の一貫した保育・教育の充実

成果

保育・教育課程を見直し、「全体的な計画」を作成したことにより、子どもの生活経験や発達過程などを考慮し、総合的にねらいや内容が達成できた。

課題

今後も、子どもたちの生活経験や発達過程などの実態に即した全体的な計画とするため、随時見直しを行っていく必要がある。

人権教育

成果

園の実態にそった人権教育全体計画を作成し、心の育成に努めた。

課題

毎年、各園の実態や子どもたちの状況に合わせて、人権教育全体計画の見直しを行っていく必要がある。

特別支援教育

成果

特別な支援を必要とする子どもたちの支援の充実を図るため、発達課題や特性などを理解し、共有することで支援体制を整えることができた。

課題

保護者とともに子どもの育ちを支えられるように、支援の理解を得て、さらなる支援の充実を図っていく必要がある。

食育の推進

成果

管理栄養士による各園での食育指導や保護者向けの食育研修会の実施、また地産食材を味わう経験や調理、栽培活動等を通して食育を推進できた。

課題

食育推進のため、引き続き研修会や講師派遣等の機会を園児や保護者に提供していく必要がある。

安全教育

成果

安全教育の推進により、手洗いうがいなどの感染予防が生活の中で身に付けられるようになったほか、避難訓練や交通指導、防犯訓練を定期的に行うことで、緊急時に適切な行動をとれるよう意識づけられた。

課題

今後も、年齢に応じた基礎的な感染予防や緊急時に対応できる各種訓練を継続する体制づくりが必要である。



ターゲット4.2

2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

ターゲット4.5

2030年までに教育におけるジェンダー格差をなくし、障がい者及び脆弱な立場にある子どもなど脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

施策の方針	「甲賀市乳幼児教育・保育の指針」による保育園・認定こども園の一貫した教育・保育の充実を行います。	施策概要	○「甲賀市乳幼児教育・保育の指針」に基づく教育・保育の実施
施策の方針	児童の権利に関する条約などにおける子どもの人権等について理解し、子どもたちの人格を尊重したうえで、保育園・認定こども園での人権教育を推進します。	施策概要	○人権教育全体計画の作成 ○子どもの権利条約の周知・発信 ○保育園等における人権擁護のためのセルフチェックリストの独自作成
施策の方針	子どもたちの発達過程や特性を理解し、環境を整え、個別の指導計画により子どもたちの目標達成を支援し、特別支援教育を推進するとともに、インクルーシブ教育を推進します。	施策概要	○特別支援教育コーディネーター研修 ○教育支援委員会での支援検討 ○個別の教育支援計画、指導計画、ここあいパスポートによる支援の連携
施策の方針	食にかかわる体験等から自然の恵みに感謝し、食への愛着心を育み食育を推進します。	施策概要	○食育計画の作成 ○野菜等の栽培による実践教育 ○食育だより等による家庭への啓発 ○食育講座の実施
施策の方針	年齢に合わせ、地震等の自然災害や感染予防等から自己を守れるよう防災教育、健康・安全教育を推進します。	施策概要	○交通指導の実施 ○避難訓練、防犯訓練 ○保健計画の作成 ○安全計画の作成

指導計画等の作成

成
果

園全体や各クラスの実態を考慮した「全体的な計画」に基づき、細やかで具体的な指導計画を作成し、一人ひとりに応じた教育・保育の推進につなげた。

課
題

毎年、子どもたちの発達状態等は異なるため、実態に即した計画となるよう見直しが必要である。

保育園・幼稚園・認定こども園の自己評価の実施・改善

成
果

園の自己評価、サービス評価の実施、保育園・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト等を実施し、評価・改善に努めた。

課
題

継続して各種の自己評価を行い、教育・保育の資質向上に努めていく必要がある。

スキルアップ研修、フォローアップ研修、新任研修、2～3年研修、ミドルリーダー研修

成
果

ステージ別研修、特別支援教育、教育・保育の資質向上研修会等、実施した。実際の保育を見学し協議することで資質向上につながった。

課
題

職階や経験にかかわらず、どの職員にも研修会に参加できる機会を設け、保育の資質向上を図っていく必要がある。

研究保育（モデル園公開保育）

成
果

保育ドキュメンテーションを用いた園内研修を行ったり、実践事例集の作成により、各園の取り組みを共有することができた。

課
題

今後も引き続き、園の取り組みを公開することで、保育等の実践研修や研究保育を充実していく必要がある

甲賀市教育支援委員会の設置と各関係機関との連携

成
果

各関係機関と連携し、幼児に関する情報共有や発達過程に応じた適切な対応に努め、一人ひとりの育つ力を支えることができた。

課
題

幼児一人ひとりの育つ力を支えていくため、引き続き、関係機関と密に連携していく必要がある。

保育ドキュメンテーション:子どもの普段の活動を写真や動画、音声、コメント等で記録したもの。



ターゲット 4.2

2030 年までに、全ての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

ターゲット 4.5

2030 年までに教育におけるジェンダー格差をなくし、障がい者及び脆弱な立場にある子どもなど脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

施策の方針

子どもたちの発達過程に合わせた「指導計画」を作成するとともに、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、教育・保育の質の向上を図ります。

施策概要

- 長期的・短期的な指導計画の作成
- 各園ごとの自己評価の実施
- サービス評価の実施・評価・改善

施策の方針

園職員の経験や職階に合わせた研修を充実するとともに、各園の園内研究を市内で共有することで、職務の専門性の向上や教育・保育の実践の改善を行い、質の向上を推進します。

施策概要

- 公開保育・研究保育
- 職階別研修の実施
- 保育ドキュメンテーションを用いたカンファレンスの実施

施策の方針

子どもたちの内面理解に努め、一人ひとりの成長・発達の過程に応じた適切な教育・保育の充実のため、甲賀市教育支援委員会をはじめとして、関係機関等と積極的な連携を図ります。

施策概要

- 甲賀市教育支援委員会との連携
- 庁内関係課および関係機関との連携
- 個別の教育支援計画・指導計画

施設安全点検

成
果

毎月、施設の安全点検を実施し、危険個所の把握と修繕を速やかに行い、園児が安全に生活できる環境を整えることができた。

課
題

各施設の危険個所の速やかな把握を行うため安全点検を怠らず、危機管理に努めていく必要がある。

避難訓練・防犯訓練

成
果

毎月、避難訓練を実施した。火災や地震の予想される状況に応じて安全に避難し、命を守る方法を身に付けられるようにした。

課
題

職員の連携を図るとともに、子どもたちが命を守る術を身に付けていけるよう訓練を継続していく。

リスクマネジメント研修

成
果

リスクマネジメント研修を階層ごとに実施した。

課
題

継続してリスクマネジメント研修を実施し、危険予測と分析から、重大な事故につながらないような対策が必要である。

預かり保育、一時預かり保育、長時間保育、延長保育、休日保育、病児保育

成
果

一時預かり保育、休日保育等を実施し 多様なニーズに応じた保育体制を整えた。

課
題

多様化する地域の子育てニーズに応じた保育サービスを提供できるよう、施策・運用方法を検討していく必要がある。

就職フェア、施設見学ツアー、甲賀市人材バンク登録推進、大学訪問、高校訪問

成
果

大学訪問、就職フェア等を実施し、学生や潜在保育士等の人材確保に努めた。

課
題

保育施設等における幼児教育を広く発信し、人材確保の方法を常に見直しながらより多くの人材を確保し、幼児教育の充実を図っていくなければならない。



ターゲット 4.2

2030 年までに、全ての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

ターゲット 13.1

全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

施策の方針

子どもたちが日々生活する各施設の安全点検を毎月実施し、改善を行います。

施策概要

○各園施設・遊具の安全点検の実施及び危険箇所等の対応

施策の方針

万が一の災害等から子どもたちが身を守るように、また未然にケガや事故等から子どもたちを守るように訓練や研修を行います。

施策概要

○リスクマネジメントの実施
○園独自の防災マニュアルに基づく訓練
○安全管理推進リーダー研修会

施策の方針

多様化する保護者のニーズに向き合い、延長保育や休日保育等を実施し、安心できる保育サービスを提供します。

施策概要

○土曜保育、延長保育等の保育サービスの充実
○病児・病後児保育の無償化
○一時預かり保育の無償化

施策の方針

保護者が安心して子どもを園に託せる適切な環境を維持するために、保育士等の人材確保に向けた取り組みを推進します。

施策概要

○学生を対象としたインターンシップの実施
○保育支援員配置による保育士支援
○私立園の人材確保事業に対する補助

ブックスタート

成果

4か月健診時に、絵本を介して保護者が言葉と心を通わす「ブックスタート」を実施。ボランティアが親子に対面で読み聞かせを行えた。
また、10か月健診時にも啓発活動を通してフォローアップを行い、本に親しむ機会を提供できた

課題

ブックスタート事業を継続するにあたり、地域の読み聞かせボランティアの減少及び高齢化により、後継者の確保と育成が課題となっている。

子育て・親育ち講座

成果

小学校での講座では、助産師から命の大切さについて学ぶ「命の授業」を授業参観で実施。また、円では、生活習慣にかかわる講演やわらべうた遊び等の触れ合い遊びを行い、家庭教育支援につなげることができた。

課題

講座の実施について、より効果的な支援になるよう内容と周知の工夫が必要である。

孫育て講座

成果

祖父母世代を対象にした講座やリーフレット配布を実施し、乳幼児期、学童期の孫とのかかわり方や、祖父母の役割の理解を深めてもらう機会となった。

課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、情報提供の機会が限られたため、今後、受講者数を増やすため広報や内容の工夫が必要である。

産前産後のサポート

成果

プレパパママサロンでは、特に先輩パパママとの交流や、様々なアドバイスが不安の軽減に繋がった。産後の子育て家庭には、ベビーママ教室やリトルママサロンのオープンルームの同時開催が不安を解消する場となった。予防型の実施も不安解消の場として重要な時間となった。

課題

プレパパママサロンへの参加申込は少なかったため、周知の方法等については検討する必要がある。
専門職間の連携を強化し、切れ目のない支援を行い、安心して妊娠期を過ごし育児ができるようにサポートしていく。

子育て相談

成果

利用者支援事業において、タイミングを逃さず相談してもらえるよう状況把握に努め、丁寧に個別対応を行った。また、知り得た情報によって、関係機関との連携が必要と判断した場合は、各所に連絡し共有した。

課題

母子保健との連携を強化することで、切れ目のないサポートが行えるため、世代包括支援センター機能のさらなる強化を行う必要がある。

情報提供の充実

成果

WEBサイトのほか、LINEやInstagramなどのSNSを活用して子育てに役立つ情報を提供した。

課題

必要な情報がより多くの子育てに関わる方に届くよう、内容や発信方法の見直しが必要である。

ターゲット 4.2

2030 年までに、全ての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

施策の方針	乳幼児期から親子で本や木材に親しむ機会を設け、家庭の教育力向上を図るため、ブックスタート、ウッドスタートを推進します。	施策概要	○ブックスタート事業 ○ウッドスタート宣言 ○木育推進事業
施策の方針	子育て・親育ち講座・孫育て講座の開催や産前産後のサポート事業を実施し、子育て世代の不安を解消します。	施策概要	○子育てコンシェルジュ事業 ○各種講座の開催 ○子育て支援センターの運営
施策の方針	保育園等や学校、子育て支援センター、保健センター等で気軽に子育てに関する相談ができるよう充実に努めるとともに、電話やインターネット、メールを活用した子育て相談を進めます。	施策概要	○子育てコンシェルジュ事業 ○園等での保護者研修会 ○ICT による子育て相談 ○個別懇談の実施
施策の方針	ホームページやSNS、紙面等を活用して幅広く子育てに役立つ情報を提供します。	施策概要	○子育て情報ポータルサイト「甲賀流！こうか子育て応援サイト『ここまあちねっと』」の運営 ○LINE、Instagram を活用した情報発信
施策の方針	家庭内での子どもの家事分担を通じた生活学習やしつけを推進できるよう、家庭教育の啓発や育児に関する学習機会の充実に努めます。	施策概要	○子育て講習の実施

地域の人材育成

成 果	子育てサポーター、ブックスタートサポーター養成講座を実施し、サポート活動に必要な基礎知識を身につけてもらうとともに、登録者数の増加につながった。	課 題	受講者数を増やすため、広報や内容の工夫が必要である。
--------	--	--------	----------------------------

地域のネットワークづくり

成 果	地域の各団体との信頼関係が強化できた。地域のネットワーク会議の中での検討事項が、具体的に実践され新しい取り組みへとつながった	課 題	各団体等との連携が進む中で、企業とのつながりを作ることが難しい状況である。今後、子育て支援という共通の目的を提示することで、新たな取り組みにつなげられるよう工夫が必要である。
--------	--	--------	---

園児と児童の交流

成 果	5・5交流(小学5年生と5歳児の交流)や近隣小学校への散歩、行事への参加など小学校を身近に感じられるような交流を実施した。	課 題	小学校の授業の一環ではなく、互いの子どもの育ちをねらった内容となるような検討が必要である。
--------	---	--------	---

保幼小接続カリキュラムの作成

成 果	各校・園が作成した接続カリキュラム(教育課程)を基に、実践に移すことができた。	課 題	年度末に接続カリキュラム(教育課程)の見直しを行い、校・園の実態に応じたカリキュラムとなるように改善していく必要がある。
--------	---	--------	--

ターゲット 4.2

2030 年までに、全ての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

施策の方針	子育て相談、子育て講座等の実施やサークル活動、子育て支援関係者等のネットワークづくりの支援を実施します。また、子育てサロン等、子どもの育成に取り組む地域の活動を支援します。	施策概要	○子育て広場の開催 地域主体の子育てサロンの支援
施策の方針	地域や各種団体、企業との連携を促進し、地域全体で子育てを応援していただけの人材を育成します。	施策概要	○子育てサポーター等の養成 ○子育て関連企業との協働事業の実施
施策の方針	市民、行政、地域、園、学校、企業等が連携し、地域の課題の共有や子育て情報発信等を行うこが子ども・子育て応援団ネットワークを整備し、取り組みを推進します。	施策概要	○こが子ども・子育て応援団ネットワークの整備
施策の方針	教育環境が大きく変化する保育園等と小学校の円滑な接続のため、接続カリキュラムの作成や園児と児童の交流を推進します。	施策概要	○保育・授業の参観、幼保小合同研修会 ○架け橋期カリキュラムの作成

地域社会における子育て支援の充実

成
果

地域の方々と交流する機会をもち、子どもたちが地域に愛着を持てるような関わりや、行事への参加を図り、地域や関係機関との連携を深めることができた。

課
題

地域との交流が希薄な園もあるので、地域の子育て力向上に向け、園の取り組みを見直していく必要がある。

子育て相談

成
果

保護者向けの人権研修会や子育て研修を実施した。

課
題

参集の研修会実施は増加しているので、今後は保護者の子育て相談の充実を図っていきたい。

5・5交流

成
果

小学5年生と5歳児の交流の実施により、5年生の児童は自分たちよりも年下の子もたちと関わることで縦の意識を高めることができ、また5歳児にとっては、小学校入学後の見通しを持つことにつながった。

課
題

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学5年生と5歳児の交流活動を知る教員が少なくなり、スムーズに取り組むを行うことができないことがあった。今後、活動内容等を検討していく必要がある。

職場体験や保育体験を通じた交流

成
果

職場体験を通して、就学前の4歳児、5歳児の子どもたちとの触れ合いから、小さな子どもへの愛情や思いやり、いたわる気持ち等を学ぶと同時に、中学生としての自覚や責任感を育てることができた。

課
題

新型コロナウイルス感染症のようなリスクを想定し、安全な体験受け入れの体制づくりを各園とどのように連携し、進めるか検討が必要である。また、この体験により、将来の職業選択にもつながるよう体験内容を検討していきたい。

未就園児交流

成
果

各園が各地域で未就園児交流を実施したことにより、地域の子育て支援の充実を図ることができた。

課
題

未就園児交流会への参加者が減少傾向にあることから、さらに参加を促せるような開催方法等の検討が必要である。

ターゲット 4.2

2030 年までに、全ての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

施策の方針	保護者や地域の方々と子育ての喜びを分かち合い、子育てに関する知識等を交換し、文化や子どもを大切にする価値観等を共有できるよう地域全体の子育て力の向上に努めます。	施策概要	○世代間交流事業 ○未就園児交流事業 ○甲賀市ふれあいいきいきサロン
施策の方針	保育園や認定こども園が地域の子育て支援の拠点となるよう、子育て相談の充実や地域、関係機関との交流を推進します。	施策概要	○未就園児交流事業 ○保護者研修会 ○子育て支援センターとの交流
施策の方針	保育園等と小中高等学校との交流を推進し、好奇心の育成や情操教育、将来の職業選択につなげます。	施策概要	○5・5交流 ○中学生職場体験学習 ○保育体験
施策の方針	未就園児交流を行い、子育て支援関係機関や、保護者同士をつなぐきっかけをつくります。	施策概要	○未就園児交流事業 ○園庭開放事業

教育 施策 の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(1) 学校教育の充実

① 学力を高め、確かな学力の育成

指導主事学校訪問

成果	教員の授業力向上に向け、教育委員会所属の指導主事が、各校を訪問し指導と支援を実施した。	課題	学力の定着を図る学習サイクルを確立する取り組みとともに、課題をもつ児童生徒に対する個別の指導や支援が必要である。
----	---	----	--

若手教員の指導力向上

成果	各ステージ研修や夏季研修の中で、授業づくりや学級づくりについて、考え議論する時間をつくり、指導助言を行うことで、若手教員の指導力向上につなげた。	課題	若手教員が学んだことを実践できるように、研究授業などの場を設定し、取り組みやすい環境づくりを目指す。
----	--	----	--

学力向上推進加速プロジェクト

成果	新型コロナウイルス感染症の5類指定以降、県外研修を再開し、学んできたことを報告書等にまとめ、市内の学校へ発信した。	課題	保護者と共に子どもの育ちを支えられるように、支援の理解を得て、さらなる支援の充実を図っていく必要がある。
----	---	----	--

教育研究所学力向上のための調査研究

成果	毎年、教育研究所において、教科研究を1テーマ定めて行い、先進的な授業の取り組みを実践・分析し、現場に共有することで、教員の授業力向上につなげている。	課題	研究紀要を通して成果や課題を市内の学校に広めているが、より具体的に研究内容を広める場を多く設定していかなければならない。
----	--	----	--

学力パワーアップの取り組み

成果	一人1台のタブレット端末や電子黒板の配備等、ICT環境を整備し、甲賀市版学力調査の導入と併せ、AIドリル等を活用し、個に応じた補充学習の充実に向けた環境を整備した。	課題	自ら課題を設定し、計画的に学習を進められるようにするために、タブレット等の有効な活用をはじめ、家庭学習の取り組みを充実させ、家庭学習の定着を図る必要がある。
----	--	----	--

きめ細やかな指導・支援体制の整備

成果	滋賀県による少人数指導に係る加配の充実及び学校の様々な課題を解決するための市による各種支援員などの配置の充実を図り、きめ細やかな指導や支援を進めた。	課題	一定の成果が見られたが、今後は、特に「学校に行きづらい児童生徒」の居場所づくりや寄り添い支援のための人材育成、スペシャルサポートルームの充実に向けての取組が必要である。
----	--	----	--

漢字検定・英語検定の推進

成果	英語検定の受験率は全中学生の80.9%、3級以上取得者ならびに3級相当者は45.0%であり、本事業が定着し、生徒の英語学習への意欲向上につながった。	課題	自ら課題を設定し、計画的に学習を進められるよう、タブレットの有効な活用方法をはじめ、家庭学習の取り組みを充実させ、児童生徒の家庭学習の定着を図る必要がある。
----	--	----	--

学校図書活用の推進

成果	市立図書館と学校図書館の連携を深めたほか、学校図書館司書の増員を行い、子どもたちの読書に親しむための環境整備を進めることができた。	課題	子どもたちが読書に親しむための環境は整ってきているが、今後はそれらをいかに活用していくか効果的な方策を考えていく必要がある。
----	---	----	--

ターゲット 4.1

2030 年までにすべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

施策の方針	「甲賀市学校教育の指針」による小中学校の一貫した学校教育の充実を行います。	施策概要	○甲賀市学校教育の指針の運用
施策の方針	指導主事による学校訪問や指導力向上研修等の実施により、学校教職員の指導力や授業・学級づくり力を向上します。	施策概要	○指導主事による教職員への指導 ○研究授業
施策の方針	児童生徒の学びに向かう力を高めるため、個に応じた補充学習の充実やきめ細かな指導、英検受験の推進や学校読書活動をさらに推進します。	施策概要	○英語検定受験補助 ○学校図書 of 充実 ○学校図書館司書の巡回
施策の方針	教育DXを推進し、AIドリル等を活用した児童生徒それぞれに最適化された学びを提供し、学力の底上げを目指します。	施策概要	○ICT 教育環境整備事業 ○教育 DX 推進事業
施策の方針	児童生徒一人ひとりに寄り添い、どのような支援も行き届いていない児童生徒「0」を目指します。	施策概要	○スペシャル・サポート・ルームや教育支援センターの設置 ○スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの充実

道德教育全体計画・年間指導計画の策定と見直し、

成果

毎年、各校において学校経営管理計画を作成し、各校の実情に合わせた道德教育の全体計画や年間指導計画について見直した。

課題

地域教材の活用について、資料等の作成や指導方法など、研究、開発していく必要がある。

全体計画別業の策定と改善

成果

各校において学校経営管理計画を作成し、各校の実情に合わせた道德教育の全体計画や年間指導計画について見直した。

課題

子どもたちにとって、地域に関わる身近な題材から、日常的に地域社会に積極的に関わろうとする意欲や態度の育成を図りたい。

道德科授業の研究

成果

全校での実施には至っていないが、校内研究のテーマとして取り組み、児童が価値に迫る道德科の授業デザインについて研究を深められた。

課題

「考え議論する」道德科授業の指導法については、各学校の担任が実践しているが、児童生徒が自己の生き方を見つめながら、話し合いを通して自己の生き方を考えていくために継続が必要である。

道德教育推進プランの推進

成果

毎年、研究授業や授業研究会の実施、講師を招聘しての研修会等を実施し、ねらいの共有や道德教育の推進が図れた。

課題

子どもたちが道德の授業で気づいたことを日常生活につなげる、「道德的実践力」を育成するための方策を考え、発信していく必要がある。

研修の充実

成果

県教育委員会主催の研修に参加し、研鑽を深めることができた。

課題

校内研修は学校により、その取組に温度差がある。校内研修の充実を図るための方策を考え、発信していく必要がある。

地域交流活動・福祉学習・ボランティア学習の推進

成果

児童生徒への調査では、「人の役に立つ人間になりたいと思うか」の問いに平均75%以上がそう思うと回答している。地域の方をゲストティーチャーに迎え、子どもたちが地域の歴史や魅力に関心や愛着を感じ、様々な活動を通して、人の役に立つことの素晴らしさに気づくことにつなげた。

課題

地域学の推進を継続し、学習や学校行事における地域の人との交わりを通して、さらに郷土愛を育んでいく。社会貢献については、自発性や創造性をもち、見返りを求めずに取り組んでいける心を育み、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という質問項目に対して、「どちらかというと思う」から「そう思う」への回答につなげたい。

ターゲット 4.1

2030 年までにすべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

施策の方針	道徳教育全体計画や全体計画別葉、年間指導計画をそれぞれ学校の実情や地域の実態に合わせて毎年見直しを行い、道徳教育を推進します。	施策概要	○道徳教育全体計画、全体計画別葉、年間指導計画の策定・見直し
施策の方針	道徳や学校行事等を通して、地域を大切にする気持ちやボランティア精神を養います。	施策概要	○児童生徒のボランティア活動の推進 ○地域交流活動の推進
施策の方針	「地域学」の推進を継続し、学習や学校行事における地域の人と関わり、郷土への誇りを育成します。	施策概要	○「ふるさと甲賀地域学」の推進
施策の方針	教育活動全体を通じて、児童生徒の理解を深め、社会性を身につけ、正義感や倫理観、思いやり等の共に生きる実践的な態度を育む教育を充実します。	施策概要	○教育活動全体を通じた豊かな人間性や社会性の育成
施策の方針	授業公開や道徳教育への地域・保護者の参加・協力を求める等、学校と家庭・地域との積極的な連携に努めます。	施策概要	○「特別の教科 道徳」の授業公開 ○「考え、議論する」授業への質的転換

甲賀市いじめ防止基本方針の見直し

成
果

国や県の動向を確認し、市内の状況と照らし合わせながら見直しをすることができた。また甲賀市いじめ防止基本方針が各校のいじめ防止基本方針の策定に寄与した。

課
題

いじめ防止基本方針の存在はわかっているが、常に方針に基づきいじめ対応策を考えたり、十分に活用するには至っていないこともあることから、方針のさらなる浸透に努める必要がある。

学校いじめ防止基本方針・ストップいじめアクションプランの策定と見直し

成
果

各校においても毎年いじめ防止策や各校のアクションプランを見直すことができ、より具体的ないじめの未然防止策や組織対応がとれるようになった。

課
題

年度当初に前年度の内容を踏襲する学校が多く、時世が反映しきれていない面があることから、時世に合わせた計画となるよう指導する必要がある。

甲賀市子どものいじめ問題対策委員会

成
果

いじめ事案や重大事態に対して調査を行い、事実関係を把握し、本人や保護者、学校に伝え、適切にかかわることができた。

課
題

重大事態が発生した際に調書や審議の進行方法や、いじめ調査委員との連絡調整の方法に課題があったことから、重大事態発生時に円滑に調査が進められるよう流れの再確認が必要である。

甲賀市子どものいじめ調査委員会の設置

成
果

再調査が必要になった場合にも本人や保護者が安心して相談できる場があることを示すことができた。

課
題

これまでに、再調査になった前例がないため、再調査が必要になった場合、組織として即機能できるよう常に体制を見つめなおす必要がある。

校内いじめ対策委員会・いじめ防止対策推進委員会の設置

成
果

校内での報告・連絡・相談を綿密に行い、組織によるいじめ問題への対応を行っているため、事案が発生した場合にも即対応できるよう連携を取ることができた。

課
題

事案によって組織されるメンバーが異なるため、周知徹底がされにくい側面がある。また、小規模の学校には責任の所在が偏る傾向にある。

生徒指導担当研修

成
果

毎年、各小中学校の生徒指導担当者を対象に研修を実施し、いじめの認知力を上げ、組織対応力を向上させるよう意識することができた。

課
題

現場での生徒指導対応を優先したため、参集ではなくオンラインの研修に変えたり、研修の時間が十分にもてない場合があったことから、研修方法等の研究が必要である。



ターゲット 4.1

2030 年までにすべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

ターゲット 4.5

2030 年までに教育におけるジェンダー格差をなくし、障がい者及び脆弱な立場にある子どもなど脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

甲賀市インターネット上のいじめ対策の推進

成果

SNSトラブルやインターネットによるいじめ防止に向けてリーフレットによる啓発や各校独自で講師を招き、保護者向けの講演会を実施して意識を高めることができた。

課題

書き込みによる誹謗中傷や画像の送信などトラブルの内容が多岐にわたっていて、いじめ防止のためにあらゆる手立てを打つ必要が生じている。

子どもとスマホの良い関係づくり

成果

「スマホ等使用ルール」リーフレットを毎年作成し、各家庭に配布したり、アンケート結果を経年で比較・分析することにより、啓発に役立てることができた。

課題

スマホのルールをリーフレット通りに決めて守れている家庭がある一方で、ルールが不十分な面もあり、周知する方法を見直す必要がある。

甲賀市子どものいじめ問題対策協議会の開催

成果

甲賀市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関と情報共有を行い、市内のいじめ事案を通して、対応策について協議検討を行うことができた。

課題

必要に応じて情報共有を行うものの、日常的に情報共有を密にしている機関ばかりではないため、情報格差が生じている。

スクールソーシャルワーカーや訪問相談員の配置

成果

不登校傾向や支援が必要となっている児童生徒や家庭に対して、学校の教職員だけでなく様々な専門家がかかわることにより、幅広く相談支援を行うことができた。

課題

早期発見や課題解決に向けて取り組むことができて一方、なかなか解決に進まない事例や新たな不登校児童生徒も増加傾向にある。

いじめアンケートの実施

成果

各学校で実施している年間3回以上のアンケート調査により、いじめが発覚するケースも多く、アンケート結果をもとに教育相談を行うことで、早期発見・早期対応につなげることができた。

課題

アンケートに書いた内容が担任と生徒だけで完結してしまわないよう、校内で連携を取り、小さな変化への気づきや、いかに情報を共有できるかが課題である。

学齢期教育相談

成果

スクールカウンセラー等の相談・助言を通して、児童生徒や保護者の悩みを傾聴し、専門家の立場から教育相談をすることができた。

課題

相談の需要が多く、相談や助言を必要とする対象が児童生徒や保護者に加え、教職員にも拡大しており、支援体制の構築が必要である。

児童会生徒会によるいじめ防止活動の推進

成果

児童会や生徒会活動としていじめの未然防止を集会やポスター掲示を通して呼びかけたり、寸劇や映像化して全校規模で考えるなど好事例がみられた。

課題

一過性のものになりやすく、いじめを許さない風土を維持しつづけることが課題である。

スクールソーシャルワーカーの派遣

成果

スクールソーシャルワーカーを中心に、児童生徒の家庭的な背景を客観的に評価し、児童生徒周辺環境に働きかけ、関係機関とつながるとともに、ケース会議に参加し、支援・相談・情報提供を行うことができた。

課題

学校や教職員によってはスクールソーシャルワーカーの役割が十分に認知されておらず、連絡調整や情報の共有が十分できていないケースがある。

訪問相談

成果

家庭訪問を通して、具体的な支援の手立てや福祉的・多面的な対応をすることができ、児童生徒の自立を促すことができた。

課題

スクールソーシャルワーカーがかかわらない事案についても、教職員間で情報交換を行い、スクールソーシャルワーカーからアドバイスを受けながら対応することが求められる。



ターゲット 4.1

2030 年までにすべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

ターゲット 4.5

2030 年までに教育におけるジェンダー格差をなくし、障がい者及び脆弱な立場にある子どもなど脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

施策の方針	甲賀市いじめ防止基本方針を3年に一度見直すとともに、学校いじめ防止基本方針並びにストップいじめアクションプランを毎年見直すことで、より実効性を高めます。	施策概要	○甲賀市いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針、ストップいじめアクションプランの定期的な見直し
施策の方針	いじめを許さず、認め合い、支えあい、高めあう集団を育てる学級、学校づくりを進めます。	施策概要	○児童生徒相互交流による「居心地のよい空間づくり」の実践 ○児童会生徒会等によるいじめ防止活動の推進
施策の方針	各学校内に設置するいじめ防止対策委員会で実効性のあるいじめ防止策やいじめ発生時の対処法について、協議し校内で共有するとともに、各小中学校生徒指導担当に対して、いじめの未然防止等にかかる研修を開催します。	施策概要	○定期的ないじめアンケートの実施・情報共有 ○生徒指導担当者への研修実施
施策の方針	保護者等と連携し、近年件数が増加しているインターネットを通じたいじめやSNSトラブルの防止に向けて啓発を進めます。	施策概要	○「こうかスマホ等使用の心得」の活用による、家庭内での児童生徒のスマートフォン利用にかかるルール作りの推進
施策の方針	各学校でいじめアンケートを定期的の実施し、いじめの早期発見につなげるとともに、スクールソーシャルワーカーや訪問相談員、臨床心理士等の専門職を配置し、児童生徒や保護者の相談支援を行います。	施策概要	○定期的ないじめアンケートの実施 ○いじめ発見時のいじめ問題対策委員会での早期情報共有・組織的対応 ○被害児童生徒の立場に立った丁寧な対応の実施

基礎的環境整備

成果

医療的ケアの必要な児童生徒への看護師の配置や聴覚に障がいのある児童生徒へのFM補聴器の貸与について、支援が必要な児童生徒が増加しているが、希望に合わせて順次対応することができた。

課題

3年目となる副籍制度の成果と課題を整理して、市内小中学校での交流および共同学習の充実につなげていく必要がある。

個に応じた指導の推進、合理的配慮の提供

成果

読み書きステップアップ事業の実施により、児童生徒が個別指導を受けて、意欲的に学習に取り組むようになり、各学校からのニーズも高まっている。

課題

保護者と教職員が、個別の教育支援計画・個別の指導計画の役割等について共通理解を深め、支援を強化するツールとするための研修を進めなければならない。

就学に向けてのつどい・進路に向けてのつどい

成果

保育園・幼稚園の保護者対象の就学に向けた説明会や小中学校保護者対象の進路に向けた説明会を実施した。

課題

研修会をきっかけにして、学校や教育委員会への個別相談が増加している。保護者の希望に対応していくためには、就学支援に対応できる人材をさらに育成する必要がある。

就学相談

成果

個別の就学相談を予約制で始めたことで、保護者の疑問や悩みを一緒に考えることができた。また、学校や園と教育委員会が連携して就学支援を進めることができた。

課題

増加する個別相談のニーズに対応していくためには、市役所を会場とした相談だけではなく、園への訪問や休日の開催など工夫が必要である。

理解教育の充実・職員の専門性の向上

成果

年に1回程度、他機関と連携して研修会を企画し、参加を呼びかけるとともに、年度初めと年度末に連絡会を実施し、担当業務についての研修を進め、指導力の向上や障がいの理解促進を図った。

課題

主体的な連絡会を実施し、情報交換を進めるとともに、県や他機関の実施している研修会の情報を集約して、学びの機会を増やす取り組みを進める必要がある。



ターゲット 4.1

2030 年までにすべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

ターゲット 4.5

2030 年までに教育におけるジェンダー格差をなくし、障がい者及び脆弱な立場にある子どもなど脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

施策の方針

様々な障がいや日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する小中学校に対し、看護師や支援員を配置します

施策概要

○看護師または支援員の配置による児童生徒の支援の実施

施策の方針

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成・活用・引継ぎを推進し、継続した指導、支援の充実に努めます。

施策概要

個別の教育支援計画、指導計画の作成、活用、引継ぎの推進

施策の方針

インクルーシブ教育の理念のもと、特別支援教育を担う教職員の養成を強化し、相互理解にもとづいた合理的配慮を提供できる校内支援体制の充実、副籍制度を活かした交流及び共同学習を推進します。

施策概要

○インクルーシブ教育の推進
○副籍制度を活かした交流及び共同学習の推進
○読み書きステップアップ事業

教育 施策 の柱

B 学校教育・青少年の健全育成

(1) 学校教育の充実

⑤ グローバル社会で活躍できる人材の育成・国際教育の充実

全体計画の作成

成 果	毎年、各校において学校経営管理計画を作成し、各校の実情に合わせた国際教育にかかる全体計画や年間指導計画について見直し、策定した。	課 題	グローバルな視野と多様なものの見方、人間尊重と共に生きるという考え方、表現力・コミュニケーション能力といったより国際教育の観点を意識した指導を進める必要がある。
--------	--	--------	--

教職員の実践力向上に向けた取組の実施

成 果	市内すべての小学校に、英語を専門に教える専科教員を配置し、ALTと複数で指導する体制を整え、英語指導の充実を図るとともに、教職員研修により、実践的な英語、外国語活動のスキルアップを図った。	課 題	今後を見据え、英語専科教員を中心としてスキルアップ研修等により、小学校教員の英語教育、外国語活動の指導力向上を図る必要がある。
--------	--	--------	---

中学生交流の推進

成 果	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時相互交流を中断せざるを得なかったが、令和5年度以降、順次交流を再開し、市内中学生の国際理解や国際性を養うことができた。	課 題	利川市やミシガン州との交流を通して、グローバルな視点を持った若者を育成し、関係課や民間団体と連携して、国際交流の発展に寄与する取り組みを充実させる必要がある。
--------	--	--------	---

ALT・CIRの設置

成 果	外国語指導助手(ALT)や国際交流員(CIR)を各学校へ派遣し、授業等を中心に子どもたちと関わることによって、英語を使う場の設定や異文化に触れる機会をつくることができた。	課 題	小中学校教員と外国語指導助手(ALT)、国際交流員(CIR)の打ち合わせの時間を確保し、学びの質の向上を図る必要がある。
--------	---	--------	--

専科教員の配置

成 果	小学校外国語及び外国語活動教育の質の向上を図るべく専科教員や外国語指導助手等の配置・充実、市独自の外国語教育の指導にかかる教職員研修を実施し、指導の充実が図れた。	課 題	外国語指導は、今後、各学級担任が指導を担うことが想定されることから、外国語教育指導にかかる教職員研修の充実が求められる。
--------	---	--------	--

教職員の指導力向上研修の実施

成 果	専科教員の配置により、授業研究会の回数を以前より増加させることができた。	課 題	専科教員以外の小学校教員の英語指導力を高めるための研修等が必要である。
--------	--------------------------------------	--------	-------------------------------------

社会人活用指導員の配置

成 果	社会人活用事業を県教委と連携しながら効果的に活用したことにより、全小学校で指導の充実が図れた。	課 題	今後も社会人活用について、現在登用している人材の次なる後継者の確保を図りつつ、さらに充実を図っていく必要がある。
--------	---	--------	--

指導計画・評価法の策定と検証

成 果	専科教員の配置によって、英語の授業の質が高まった。また、専科教員を中心に取り組むことにより英語を担当していない教員も理解を深めることができた。	課 題	専科教員同士が年間指導計画の作成や評価方法の研究をより進められるよう定期的な連絡会等の実施が必要である。また、担当教員以外への研修会も実施する必要がある。
--------	---	--------	---



ターゲット 4.1

2030 年までにすべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

施策の方針

外国人児童生徒の増加をふまえ、異文化への理解を進めるとともに、広い視野を持ち、世界的な課題に目を向け、共に生きる意欲と態度の育成を目指した国際教育を推進します。

施策の方針

関係機関や民間団体との連携により、姉妹都市である韓国の利川市、アメリカ合衆国ミシガン州との交流を推進します。

施策の方針

グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指し、外国語教育の指導体制を充実させるため、外国語指導助手(ALT)や国際交流員(CIR)の小中学校への派遣や、英語専科教員、社会人活用指導員を引き続き配置し、指導の充実を進めます。

施策の方針

専科教員を中心に進めている小学校の外国語指導について、教職員の研修を充実し、各教員の英語指導力の強化を行います。

施策概要

○各小中学校において、国際教育にかかる基本方針等を定めた全体計画を策定

施策概要

○中学生国際交流事業の実施

施策概要

○全小学校への小学校英語専科教員並びに外国語指導助手(ALT)の配置

施策概要

○外国語指導にかかる教職員研修の充実

- ⑥ 小中連携・一貫教育の推進
- ⑦ 地域学の推進と特色ある学校づくり

小中連携推進会議

成果	各学校区の実情に合わせ、小学校への中学校教員派遣授業や小学6年生の中学校体験入学、中学校区の教職員研修会等の交流を通じて、小中のなめらかな接続、学びや指導の連続性を踏まえた取り組みができた。	課題	小中一貫教育の特色づくりとしてのこうか地域学の実践および推進を図ることが必要である。
----	---	----	--

各中学校区小中連携事務局会議

成果	各中学校において、共通した「めざす子ども像」を共有した上で、学びの連続性、目標・内容の系統性、学習規律の維持等の指導の連続性をふまえ、計画的に協議を進めることができた。	課題	「小中一貫教育推進の特色づくり・こうか地域学」をもとに中学校区ごとの教育課程の編成を行い、実践と見直しを図る必要がある。
----	--	----	--

小中教職員合同研修会

成果	教育研究所の研究を通して、各学校の校内研究の内容を共有できる場を設定し、教職員間の交流や授業改善が図れた。	課題	校内研究の内容を共有するだけでなく、さらに同じ中学校区であるからこそできる取組を行っていききたい。
----	---	----	---

中学校教員の派遣・中学校1日体験入学

成果	中学校教員の校区内小学校への出前授業や小学校6年生の中学校への一日体験入学を行うことで不安を軽減し、小学校6年生が中学校へスムーズに入学することができた。	課題	小中学校間での教育課程の調整や十分な情報交換ができていない場合があるため、小中学校教職員間での事前・事後の話し合いが必要である。
----	---	----	--

小中連絡会

成果	連絡会議を行うことで、教職員間の研修にもつながり、指導方法の改善や児童生徒の情報共有や連携の必要性の再確認をすることができた。	課題	指導のねらいを明確にし、連絡会議の頻度や場の持ち方を工夫することが必要である。
----	---	----	---

ふるさと甲賀の地域学習推進

成果	甲賀市社会科副読本を改訂するとともに、副読本を使用した検証授業を行うことによって、甲賀市に根差した授業研究が進んだ。	課題	より地域に根差した授業を実践していくため、さらに研究を深め、次回の社会科副読本の改訂をよりよいものにしていく必要がある。
----	--	----	--

社会科副読本「わたしたちの甲賀市」の改訂

成果	令和4年度に改訂作業を行い、令和5年度に改訂版を発行した。次回、令和8年度の改訂作業に向け、副読本委員会を組織し、研究授業を行い、副読本について協議を実施している。	課題	授業で使用されている副読本の授業でのより有効な活用方法を考えていく必要がある。
----	--	----	---



ターゲット 4.1

2030 年までにすべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

施策の方針	中学校区ごとに、小中連携・一貫教育推進会議を開催し、子どもたちに身につけてほしい力を明確にするとともに、9年間を見通した授業づくりを行い、児童生徒の学ぶ力を向上します。	施策概要	○小中連携事業 ○小中連携・一貫教育推進会議の開催
施策の方針	中学校教員の出前講座や小学6年生の中学校一日体験入学等、教員・児童生徒の相互交流を深め、小中の段差解消に向けた取り組みを推進します。	施策概要	○小中連携事業 ○中学校教師派遣、中学校体験事業
施策の方針	小中接続期における児童生徒の変化を捉えるため、学校生活満足度調査を実施し、適切に児童生徒の状態を把握し、切れ目のない支援を充実します。	施策概要	○小学6年生及び中学1年生への学校生活満足度調査の実施
施策の方針	教職員の相互交流、相互理解を図ることにより、児童生徒の指導観の共有化や各校での指導方法の工夫改善につなげます。	施策概要	○小中教職員合同研修会の実施 ○小中連絡会の実施
施策の方針	社会科や総合的な学習の時間を活用した「ふるさと甲賀地域学」を推進し、地域に学び、地域に参加・参画・貢献し、地域に生きる態度や実践力の育成を図ります。	施策概要	○「ふるさと甲賀地域学」の推進

小中学校施設の改修

成
果

甲賀市小中学校施設長寿命化計画の優先順位に基づき、土山中学校の長寿命化工事を実施した。

課
題

今後、児童生徒数の減少や、宅地開発等に伴う一時的な増加により、計画の見直しが必要になることが想定されることから、各施設の状況等を踏まえた柔軟な対応が必要である。

再編検討協議会運営

成
果

全対象地域で再編検討協議会を設置いただき、全ての協議会から再編にかかる報告書を受取り、再編にかかる意思について確認できた。

課
題

一部再編の合意をいただけた協議会はあるものの、新しい学校づくりに向けた実施計画検討協議会の立ち上げまでには至れなかった。



ターゲット 4.1

2030 年までにすべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

ターゲット 4.a

子ども、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

施策の方針

甲賀市小中学校施設長寿命化計画に基づき長寿命化や改築を実施するとともに、日常的な維持管理により児童生徒が安心して学ぶことができる学校施設となるよう管理します。

施策の方針

各地域の再編検討協議会からいただいた答申を踏まえつつ、真に児童生徒にとって適切な学習環境を提供できるよう検討を行います。

施策概要

○甲賀市小中学校施設長寿命化計画に基づく長寿命化や改築の実施

施策概要

○小中学校再編事業

教員・児童生徒用タブレット・デジタル教科書、電子黒板の導入

成
果

教員用・児童生徒用タブレット及び指導者用デジタル教科書や電子黒板の導入が完了し、市内各学校のICTを活用した学習環境の整備ができた。

課
題

タブレット端末の更新が順次必要なので、機種選定や更新台数などを精査し、より有効活用をめざし、学校現場に負担のないように計画する必要がある。

ICT支援員の配置

成
果

順次、学校を巡回するICT支援員の配置を進めており、令和6年度には、各校へ月4回巡回できる支援員が配置できた。

課
題

今後も安定して支援員を配置できるよう計画を立案する必要がある。

ICT活用指導力向上のための操作研修の実施

成
果

全校対象の集合研修や部会ごとの研修、または要請のあった学校別の研修を実施することができた。

課
題

新規採用者や市外からの転入者向けの研修会が必要である。また、日々変化するICT環境に即して、随時研修会を計画する必要がある。

ターゲット 4.1

2030 年までにすべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

施策の方針	甲賀市教育情報化推進基本方針に基づき、GIGA スクール構想による児童生徒1人1台タブレット端末の効果的な活用を推進します。	施策概要	○ICT教育環境整備事業 ○タブレット端末の効果的活用の充実
施策の方針	授業改善に ICT を有効活用し、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを促進するとともに、情報活用能力の育成に向けた研修、研究を促進します。	施策概要	○ICT活用による情報活用能力の育成 ○ICT支援員の配置・充実
施策の方針	児童生徒がプログラミング的思考を育めるよう、各学校でプログラミング授業カリキュラムを策定するとともに、教職員の指導力向上に向けた研修体制の充実を図ります。	施策概要	○プログラミング教育の推進 ○ICT機器操作研修の実施
施策の方針	AIドリル等を有効活用し、児童生徒一人ひとりの学びを確かなものとするとともに、個別最適な学び、協働的な学びにつなげられるよう、活用実践の蓄積とともに評価検証を行います。	施策概要	○学習ドリルの活用
施策の方針	感染症や災害発生時等の緊急事態に備えて、家庭や学校以外での必要な教育活動継続のため、タブレット端末の積極的な活用を推進します。	施策概要	緊急時のタブレット活用の推進

安全・安心な食材による栄養バランスの取れた献立の作成

成果

旬の食材や甲賀市産野菜の積極的な利用や彩りを考慮するなど献立や調理の工夫を行い、栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、児童・生徒が給食の時間を楽しく過ごせるよう取り組み、食育が推進できた。

課題

地場農産物の活用については、安定的な量の確保が必要である。また、近年の自然環境の変化や人件費、また資材高騰等の影響により、給食用食材の高騰が続く中、質と栄養価を落すことなく安定的に給食を提供する仕組みを維持することが必要である。

子どもたちが正しい食生活と望ましい食習慣を身に付けるための指導

成果

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、バランスの取れた食事を提供するとともに、限られた内容ではあるが、栄養教諭等による食育指導を継続することができた。

課題

新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭科の実習をはじめとする学校での体験的な活動が少なくなったことで、子どもたちの食への関心が低くなっているように感じられる。

自然の恩恵である食材や食に関わる人々について理解を深め、感謝の心を育む指導を実施

成果

杉谷野菜や甲賀市産のメロンなど、地産地消の食材を使用した給食について、給食センターからの発信により学ぶことができ、生産者に感謝の気持ちをもち、おいしく給食をいただくことができた。

課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、給食の配膳方法について注意を払わなければならなかったため、残食について十分に指導することが難しかったが、少しずつ食べる時間を楽しめる状況に戻りつつあるため、残食の減少についても取り組みを行う必要がある。

食物アレルギーのある児童生徒への対応

成果

食物アレルギー対応検討会や保護者交流会を開催し、関係者の連携を推進したほか、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」の更新、市内各小中学校の教員を対象としたエピペン研修会の実施、また、校務支援システム等を活用することによる情報共有を行うことができた。

課題

学校内の全教職員や給食関係者等が食物アレルギーについて正しい知識を持ち、適切に対応するとともに、関係機関との連絡体制の構築や定期的な情報共有が必要である。

ターゲット 4.1

2030 年までにすべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

施策の方針

甲賀市産食材を積極的に活用しながら、子どもたちに必要な栄養や彩りを考慮した質の高いおいしい給食を提供し、給食の時間が楽しい時間となるよう取り組みを推進します。

施策概要

- 地場産食材を活用した栄養バランスの取れた学校給食の提供
- 質の高い学校給食の提供

施策の方針

甲賀市産食材の使用の情報発信等により、子どもたちの食に対する関心を引き出し、生産者や食材に感謝の気持ちをもって、食べ物を残さず大切にする気持ちを養うような食育指導を実施します。

施策概要

- 食育だよりの発行
- 市ホームページ、SNSによる地産食材、レシピの発信

施策の方針

食物アレルギーのある子どもたちも、給食の時間をおいしく、楽しく過ごすことができるよう、保護者や学校、学校給食センター等が情報共有を密にし、食物アレルギー対応を実施します。

施策概要

- 食物アレルギー対応検討会
- 保護者交流会
- 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの随時更新

全員研修等、各校におけるOJT活性化への支援

成果	経験年数に応じた研修内容を計画し、ニーズに応じた研修を実施することができた。	課題	教職員が主体的に学べる研修を実施するとともに、参加しやすい環境を整備していくことが必要である。
----	--	----	---

国語科、算数・数学科、ICT教育、外国語（英語）教育指導等に関する研究、校内研究の支援

成果	市内教職員が研究推進委員として授業実践し、その成果や課題を研究紀要でまとめ、市内に発信することができた。	課題	研究の成果を発信するだけでなく、市内の教育実践に浸透できるようにしていかなければならない。
----	--	----	---



ターゲット 4.1

2030 年までにすべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

施策の方針

教科・道徳・特別支援・人権・学級集団づくり等の指導力向上を目出した研修を充実し、学習指導などの専門性を高めます。

施策の方針

OJT 研修を活用し、児童生徒のために一丸となって取り組む学校づくりを推進します。とりわけ教職員の生徒指導上の課題対応力・不登校支援対応力向上に向けた研修の充実を図ります。

施策の方針

学習意欲を喚起し、確かな学力を育む等、児童生徒の力を引き出し、伸ばすためのきめ細やかな指導方法や評価の工夫改善を目指し、ICT の効果的な活用を含めた校内研究等を推進します。

施策の方針

全ての教職員がいじめなど、人権問題についての認識と理解を深め、人間性・専門性・指導力を磨き、人権感覚・人権意識を高めます。

施策の方針

個人情報の管理の徹底やあらゆる不祥事の根絶を図るための実効性のある教職員研修の充実を図ります。

施策概要

- 教職員の専門性を向上させる各種研修の充実
- 教職員の生徒指導上の課題対応力、不登校支援対応力向上に向けた研修の充実
- 確かな学力向上に向けた校内研究や個人研究の推進
- 人権感覚・人権意識に関する教職員研修の実施

年間スケジュールの見直し

成果

働き方改革の視点で行事を精選するなかで、特に新型コロナウイルス感染症の影響下においては、行事の中止や縮小などが余儀なくされた中、各校工夫して執り行ったことで、行事等の見直しが進んだ。

課題

学校行事の見直しが進んできたが、今後は、業務量削減の視点を持って、削減や簡略化、縮小等を図りながら、バランスのよい年間スケジュールに見直していく必要がある。

学校事務共同実施の推進

成果

学校事務共同実施から「学校運営共同実施」と「地域学校事務室」へ移行することで、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにし、学校事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画することで、事務処理等の効率化が図れた。

課題

小中連携の観点から、より一層、地域共同実施を進め、中学校区単位に学校事務情報の共有化および効率化を図る必要がある。

教職員を支援するシステム導入の検討

成果

校務支援システムを導入し、名簿管理・成績管理・健康診断の結果管理など業務を効率的に行えるようになった。また、学習ポータルや保護者連絡アプリとの連携も進め、さらに業務改善が図れた。

課題

校務支援システムを中心として、全国学力学習状況調査等の全国的な動きに合わせて計画を立案していく必要がある。

スクールサポートスタッフの充実

成果

各学校の実情や課題に応じた支援員等の登用や校務支援システムの導入、一人1台指導者用及び学習者用端末の活用、部活動の負担軽減に向けたルール、小学校の専科指導等により、子どもと向き合う時間確保の為に運営体制の充実を実施した。

課題

未だ、教職員の超過勤務時間の実態が厳しい状況にある。背景として、児童生徒個々の課題が多種多様化しており、個別の対応も年々困難を極める状況がある。児童生徒の諸課題への対応に向けた専門的な人材の登用等に力を入れていく必要がある。

活動日や活動時間に制限を設けた指針の提示、部活動指導員の配置、活用方策の検討

成果

部活動指導員の配置により専門的な指導を提供することができ、また教職員の働き方改革にもつながった。

課題

部活動指導員の拡充とともに、部活動の地域移行に向けた抜本的な施策の構築が必要である。

スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、訪問指導員、ケアサポーターの配置による体制づくり

成果

多様な人材を活用することで多様な学びの在り方を提供することができ、専門性を生かしてより良い方法を一緒に考えるチームとしての働きかけができた。

課題

課題が多岐にわたっているため、誰にどのようなつながればいいのか、今後どのように対応することがよいのか、それぞれの立場から十分に検討する必要がある。

コミュニティ・スクール導入に向けた研究

成果

コミュニティ・スクールの導入に向けて研修や説明会を重ねたことにより、市内小中学校27校中13校まで導入が進んだ。
また、地域学校協働本部は令和4年度に4校、令和5年度に5校、計9校に導入することができた。

課題

活動の中心となる後継者人材の発掘と育成を進める必要がある。
また、担当課間の連携を図り、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を進める必要がある。

パソコンによる勤務時間管理の徹底と意識改革

成果

校務支援システムと連携した記録システムにより、各人が容易に記録できるようになり、超過勤務の実態把握も効率的に進めることができるようになった。その実態等をもとに、設定した目標の実現を目指すべく、各学校で意識改革などに向けた取組が進んできた。

課題

体調不良(特に心の不調等)により休みを余儀なくされる教職員が一定生じていることを鑑み、さらなる業務負担軽減の取り組みや働きがいのある職場づくりを充実させていく必要がある。

B 学校教育・青少年の健全育成

(2) 教育環境の充実

⑤ 教職員の働きやすい環境づくり

ターゲット 4.1

2030 年までにすべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

施策の方針	教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、学校の年間スケジュールの見直しや、校務支援システムの導入等を実施し、教職員の働き方改革に取り組みます。	施策概要 ○教職員が教育活動に専念できる職場環境づくりの実施
施策の方針	市立中学校における部活動の方針に基づき、教員、児童生徒ともにゆとりのある日常生活とするため、活動時間の制限や休養日を設定します。また部活動指導員の拡充とともに、部活動の地域移行に向けた施策の構築について検討します。	施策概要 ○学校部活動の段階的な地域連携 ○学校部活動の拠点校方式での実施
施策の方針	複雑化・多様化する学校現場の課題に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門知識を有する職員とチームで対処することにより、教員の孤立化を予防します。	施策概要 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門性をもった多様な人材や事務的な業務を担う職員の登用
施策の方針	より一層地域に根差し、地域とともにある学校づくりをめざすため、さらにコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動推進本部の導入を全ての地域で進めます。	施策概要 ○さらなる設置校の拡大 ○地域学の拡充及び学校の地域への参加・参画・貢献の促し

日本語指導加配教員の配置

成
果

関係校に日本語指導加配教員を配置することにより、指導の充実を行うことができた。

課
題

日本に定住する方も増加しており、外国人児童生徒の高等学校進学を含めた進路指導の充実のため、関係機関と連携して取り組んでいく必要がある。

母語支援

成
果

通知文の翻訳や、教職員と保護者、児童生徒の懇談時の通訳等の実施により、外国語を母語とする児童生徒及び保護者がスムーズな学校生活を送ることができるよう支援を行った。

課
題

児童生徒とその保護者ともに日本語が理解できない場合もあるが、児童生徒と保護者で日本語の理解に隔たりがある場合も多い。また、日本語理解が十分でない児童生徒への学習支援も課題である。

日本語初期指導教室での日本語指導・適応指導

成
果

新しく日本に来た外国人児童生徒に対して、日本語初期指導教室で日本語指導・適応指導(生活指導を含む)を行い、スムーズな学級との接続につながられた。

課
題

学力及び生活にかかる子どもたちの課題が多様化しており、個別に対応しなければならない状況が増加傾向にあるため、多様な課題をもつ子どもに対応できるようにする必要がある。

小1すこやか支援員の配置

成
果

児童数の多い学級に小1すこやか支援員を配置し、学級内の全児童への学習及び生活全般の支援を行った。

課
題

次の学年に進級して支援が減ることで、不安定になる場合があり、さらなる計画的な活用が必要である。

学力育成指導員の巡回

成
果

学習支援や学力補充、居場所づくりのために、地域の方が意欲的に協力いただき、官民で協力する体制が一部構築できた。

課
題

学力育成指導員による地域に根ざした学習支援の体制づくりには、一部の学校にとどまり、十分には至っていない。さらなる拡充が必要である。



ターゲット 4.1

2030 年までにすべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

ターゲット 10.2

2030 年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況にかかわらず、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

施策の方針

日本語指導を必要とする外国人児童生徒等に対し、日本語初期指導教室での日本語指導等をはじめとし、スムーズな学校生活をおくれるよう支援するとともに、日本語指導加配教員を必要に応じて関係校に配置します。

施策概要

- 日本語初期指導教室「かわせみ教室」の設置
- 母語支援員の配置
- 日本語指導加配教員の配置

施策の方針

児童の日常が大きく変化する小学校1年生のうち、特に児童数の多い学級へ小1すこやか支援員を配置し、保幼小間のなめらかな接続を図ります。

施策概要

- 小1すこやか支援員の配置

施策の方針

様々な課題を有する児童生徒への学習支援や経験の浅い若手教員への指導・助言を行い、支援を充実します。

施策概要

- 学力育成指導員の巡回指導
- 学習支援員の配置

ことばの教室

成果

巡回指導で対象の児童生徒が在籍校で指導を受けることができた。中学校は、県費職員に加え、市の指導員を雇用し、2名体制で指導を行った。また、具体的な事例研究を中心に、指導員のニーズに合った主体的な研修会を行い、研修を進めている。

課題

「ことばの教室」の中学校の新設に向けた、担当者の育成や施設整備が必要である。また、長期的な視点に立った担当者の育成を市教委主導で進めていくことが求められている。

教育相談

成果

関係課と連携し、教育相談が必要なケースに対して、柔軟に対応することができた。

課題

学校や保護者とのケース会議をさらに増やし、進捗を確認しながら、継続的な相談を実施していく必要がある。

特別支援

成果

日常的に「医療的ケア」の必要な児童に対し、看護師を配置することで、安全安心に学校生活を送る環境を整えることができた。

課題

各校の医療的ケア安全委員会に市教委担当者が参加して、実施状況の詳細を把握することが必要である。

教育相談

成果

各学校での教育相談部会により、相談支援体制が充実し、不登校や行き渋りの児童生徒に対して早期の段階でアプローチしたり、校内での情報共有の場をもつことができた。

課題

個々に異なる事案が多く、教育相談部会では十分に話しきれないケースもあり、連絡調整等で教育相談担当者の負担が増加することがある。

適応指導

成果

不登校児童生徒の学習や体験の場を提供することで、学校復帰や社会的自立につながった事例が見られた。

課題

不登校児童生徒の増加に伴い、支援する人材の拡充や多様な学びを保障する必要があるが生じている。



ターゲット 4.1

2030 年までにすべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

ターゲット 10.2

2030 年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況にかかわらず、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

施策の方針 学校不適応や不登校の課題を持つ児童生徒が社会的な生活をおくり、自立していくための「生きる力」を育むため、教育支援センターでの通級指導等をはじめとして多様な学びを支援します。	施策概要 ○教育支援センターの設置・運営
施策の方針 通級指導教室担当者による巡回指導を行い、ニーズに応じた指導を各校で受けることができる体制を整備し、小学校低学年からのニーズに応じた指導を充実させます。	施策概要 ○甲賀市ことばの教室巡回指導
施策の方針 教育支援委員会の仕組みや市内小中学校における特別支援教育の内容について、本人、保護者への情報提供を適切に行い、教育的ニーズに応じた適切な教育が行えるよう、就学相談・就学支援の充実を図ります。	施策概要 ○本人及び保護者との就学相談・就学支援の充実

少年センターの運営

成果 関係機関との連携を進める中で、少年センターとして、ケース会議への出席や中学、近隣市町の高校への学校訪問の実施、各種相談業務や防犯・薬物乱用防止教室の開催等、相互の機能を活かした活動ができた。

課題 市広報や少年センターだより、音声放送等でセンターの活動紹介を行っているが、より多くの市民へ周知を図っていくことが必要である。

相談活動

成果 少年相談の延べ数は令和2年度以降、毎年千件を超える状況にあり、高水準で推移している。これまでの継続的な学校訪問活動や広報啓発活動の強化による少年センターの存在や活動内容が広く学校・関係機関等に浸透してきた結果の現れと考えられる。

課題 相談対象少年の年齢が年々低年齢化傾向にあり、その内容も発達特性などがからむ不登校、ひきこもり相談など、解決に時間がかかり、かつより専門的な知識を有する事案が増加していることから、より一層の適切な相談業務が推進できるかが課題となる。

市内巡回

成果 定期的に立入調査を実施した結果、図書等の販売店での、ビニール包装・紐かけ等の陳列配慮、刃物類販売店や深夜営業店等での年齢確認等、全般に条例の趣旨に基づきスムーズにできた。また、白ポストを市内に20箇所設置し、有害図書の回収を行い、課題の傾向を把握し、事業に反映することができた。

課題 年齢確認がタッチパネル等での自己申告の店舗が大幅に増加し、少年にタバコ・アルコール類等を販売されたケースがあり、条例の趣旨を理解して年齢確認等の協力を求める必要がある。また、白ポストの取り組みの更なる市民への周知や有害図書等の回収作業の継続性の確保が課題である。

少年補導委員活動の充実

成果 地道な広報・啓発活動を推進したことにより、市民・関係団体からの少年センターに対する認知度が着実に向上した。

課題 街頭で見かける「声掛け対象少年」が近年大幅に減少しており、街頭補導活動等の在り方の見直しを図る必要がある。

薬物乱用防止教室・誘拐防止教室

成果 市内小中学校で薬物乱用防止教室を実施し、児童生徒に対して薬物乱用等の危険性について啓発することができた。また、一部の学校では、保護者参観日に実施している学校もあり、保護者への啓発も実施できた。

課題 薬物乱用が青少年に広がっていることから、小学校だけでなく中学校卒業時に啓発が必要である。また、保護者を含めた大人がその危機感を理解していくことも必要である。

青少年育成市民会議等との連携、協力

成果 青少年自然体験活動推進委員会や青少年育成市民会議等において、青少年の健全育成に係る課題等を共有し、課題に沿ったテーマで毎年の研修会で取り上げるなど、情報共有、連携を図ることが出来た。

課題 地域において青少年の健全育成に係るそれぞれの取り組みがある反面、類似活動をそれぞれの団体や関係機関で実施されていることから、横のつながりを強化し連携を図ることで効率化する必要がある。



ターゲット 3.5

薬物乱用やアルコールの有害な接種を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。

施策の方針

青少年を取り巻く有害環境への対応や非行防止、薬物乱用防止のため、少年センターのさらなる充実を図ります。

施策の方針

青少年の非行等の防止や非行の早期発見・補導等の実施により青少年の健全な育成を推進するために少年補導委員の活動を充実します。

施策の方針

市内で青少年の育成に関わっておられる団体等との連携、情報共有を進め、青少年育成活動を引き続き支援します。

施策概要

- 少年補導活動、少年相談活動の推進
- 薬物乱用防止教室の開催
- 有害図書の回収

施策概要

- 少年補導委員の設置
- 少年補導委員による市内巡回
- 街頭補導活動・各種教室の見直し

施策概要

- 青少年育成市民会議等との連携
- 青少年団体活動支援事業

青少年自然体験活動指導者の研修

成
果

事業や研修等を継続して行うことで、持続的育成(人づくり)を行うことが出来ている。
過去のキャンプ事業参加者から市の青年リーダーとして15名登録されている。

課
題

キャンプ事業に係る企画・運営は担当職員の技術や経験に左右されることから、今後さらに効果的かつ持続的な形として、専門機関との連携や委託等の他の手法も検討する必要がある。
また、安全安心な自然体験活動のための知識習得等を中心としたメニューが少ないため、内容を見直す必要がある。

指導者、青年リーダーの養成

成
果

自然体験活動における年10回程度の安全対策の指導啓発や指導者育成、ニンニン忍者キャンプなどを通じて青年リーダーの育成を実施しており、現在15名の青年リーダーが活躍している。

課
題

各種団体や参加者ニーズにあった自然体験活動事業を継続的に実施するとともに、安全安心な自然体験活動のための知識習得等を中心としたメニューを強化していく必要がある。

自然体験活動の推進

成
果

自然体験担当者研修会や指導者研修会の開催、自然体験活動事業や青年リーダー養成研修等の実施により、自然体験活動を推進することができた。

課
題

市内の施設を活用し、自然体験活動事業を実施するとともに、各種団体や参加者ニーズにあった計画を進めていく。

ターゲット 4. a

子ども、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

施策の方針	子どもたちの生きる力を育むことができる自然体験活動を推進するとともに、自然体験活動の安全安心な実施のため、各種団体等の指導者やこれから指導者を目指す方に対し、研修や養成活動を実施します。	施策概要	○青少年自然体験活動指導者の育成
施策の方針	自然体験が子どもたちの成長にとって大切な体験活動の一つであることを広く周知し、地域や家庭で子どもたちが日常的な場面で自然体験活動にかかわれるよう啓発します。	施策概要	○自然体験活動推進事業 ○ニンニン忍者キャンプ事業 ○夏休みセーフティハンドブックの配布
施策の方針	自然体験活動を実施する既存の団体が、積極的に事業が実施できるよう支援を行うとともに、地域や家庭等で実施する自然体験活動に、充実した支援が行えるよう実施する団体等の育成を図ります。	施策概要	○自然体験担当者研修会や、指導者研修会の開催 ○青少年活動安全誓いの日事業 ○自然活動指導員の派遣 ○自然体験活動用備品の貸し出し
施策の方針	自然体験活動に参加した子どもたちが継続して、自然体験活動に参加しやすくするために、異年齢間での活動のリーダーとして子どもたちに指導できる青年リーダーの育成を図ります。	施策概要	○甲賀市青年リーダーの育成及び募集

公民館の運営

成果 公民館事業において幅広い視点で社会教育事業を展開するとともに、シルバー大学や天体観望会・子ども天文クラブ等の事業を開催し、高齢者や天体に関心のある人々に学ぶ機会を提供することができた。

課題 これまでは社会教育法の解釈で公民館の利用に一定の制限がある認識であったが、令和5年12月の文部科学省通知に基づき、幅広く柔軟に利用できるよう施設運営をしていくよう努める必要がある。

講座・教室の開催

成果 天体観望会・子ども天文クラブは毎回即時定員に達するなど、市民のニーズに応える事業が実施できた。

課題 シルバー大学を甲賀地域だけの事業にするのではなく、市内各公民館の事業として広げていく必要がある。また、事業を継続して実施するため天体観望会のスタッフを増やしていく活動や将来スタッフとして活動できる方を育てるような講座や機会を公民館事業として位置付けていく必要がある。

夢の学習

成果 地域ボランティアが講師になり、子どもたちをはじめとする多くの市民に多種多様にわたる講座や教室を、すべての公民館で提供することができた。
また、地域で活動する団体や企業と連携した事業を実施することができた。

課題 講座や教室の内容が、居場所づくりとして活動ができたが、地域課題に即しているとは言えなかった。また、趣味や一部の人の活動だけになり、広がりやクラブ化までには至らなかった。さらに、多くの教室があるが、その地域の特色ある活動や人材・施設などを取り入れる等、教室を整理し、自治振興会(まちづくり協議会)や地域学校協働本部と連携するなど運営方法について検討する必要がある。

生涯学習の推進

成果 地域発見講座、体験的学習講座、理論学習講座を含む12～15回程度のあいこうか生涯カレッジを実施し、受講者がその成果を地域リーダーとして社会参加する支援ができた。

課題 あいこうか生涯カレッジの実行委員会組織での運営が、新型コロナウイルス感染症の拡大期に間に途切れたため、継承ができていない状態である。また、類似事業である100歳大学が始まったこともあり、生涯カレッジ事業継続の可否を決める必要がある。

自主学習グループの支援

成果 施設の予約や利用者が利用しやすい対応、また情報提供等を行い。公民館を利用している自主学習グループの支援を実施し、いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習の場を提供した。

課題 大人の講座や教室をクラブ化させる働きかけや、ケーブルテレビなどを利用してサークル活動を紹介し、市民の学ぶ意欲の向上に努める必要がある。



ターゲット 4. a

子ども、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

ターゲット 4. 5

2030 年までに教育におけるジェンダー格差をなくし、障がい者及び脆弱な立場にある子どもなど脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

施策の方針	若者世代や現役世代、外国人等、一般的に地域の社会教育への参加が少ない層を含め、より多くの市民の主体的な参加を得られるような方策の工夫と強化を図ります。	施策概要	○多様なニーズに対応した公民館事業等の実施
施策の方針	教育委員会のみで完結しがちな「社会教育」の壁を打ち破り、多様な主体との連携・協働の実現に向け、人づくり・つながりづくりを通じた地域づくりの基盤を市長部局とともに構築します。	施策概要	○社会教育統括指導員の配置 ○自治振興会、コミュニティセンターの地域支援員等や地域学校協働推進員との連携
施策の方針	学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する専門性ある人材にスポットライトを当て、その活躍を後押しします。	施策概要	○社会教育指導員の配置 ○公民館運営事業の充実 ○地域学校協働推進員との連携
施策の方針	「夢の学習事業」で培われたボランティアスタッフが「地域学校協働活動」で活躍いただく等の取り組みを進めます	施策概要	○地域学校協働活動の推進 ○地域学校協働活動推進員のとの連携 ○自主学習グループの支援と活動状況の把握

子ども読書活動の推進

成果

子どもたちの希望にあった資料の購入、図書の買い替えを行い、図書館サービス計画で示す目標値を概ね達成できた。館内では、書架の増設や配置の見直し、案内表示の更新等のレイアウト改善に取り組み、また全館での自由学習スペースの設置等、中高生を中心とした若い世代に図書館を身近な存在と感じてもらえる働きかけを行った。

課題

新型コロナウイルス感染症の影響で減少した事業の参加人数を、どのように回復していくかが今後の課題である。また、主に老朽化が原因となっている施設面の不具合についても、計画的な改善が急務となっている。

こども読書通帳の配布

成果

平成25年度以降、「こども読書通帳」を作成し、市内全小学生に学年ごと6種類の通帳を配布している。読書通帳に児童が記載したおすすめの本の展示・貸出を全館で行うほか、図書館で作成した紹介原稿を小学校の校内放送に依頼するなど、通帳活用を促す取り組みも行っている。

課題

興味をもって通帳を利用する児童も多いが、高学年になるほど通帳を更新する児童が減少している。低学年からの読書習慣の確立と学校の連携等が課題である。

学校図書館等との連携

成果

学校図書館リニューアル事業は、年2校のペースで支援を実施し、依頼のあった市内全小中学校のリニューアルが完了した。学習支援パックの利用については、小学校の各担任に利用促進チラシと教師向けの図書館利用案内を配布するなどして利用の促進を図ることができた。

課題

司書教諭、学校司書とは年度初めに連絡会を持ち、適宜情報共有を行っているが、子どもの読書環境の整備には学校との協力が不可欠であり、今後も密な連携を図っていく必要がある。

魅力的で豊かな蔵書づくり

成 果

図書館として必要な基礎資料は5館全体でバランスよく収集しつつ、歴史や産業、利用者層などその地域の特性に合わせた資料は独自に収集し、各館が特色ある棚づくりに努めた。

課 題

新鮮な棚づくりのためには、図書館資料の計画的な除籍や買い替えが必要であり、利用状況、リクエストサービス、アンケート等から、これまで以上に的確な選書が必要である。また5館での更なる特色のある棚づくり強化も重要となる。

レファレンスサービスの充実

成 果

レファレンスサービスは、積極的な声かけや細やかな記録により、令和3年度以降大幅に受付件数が増加した。令和5年度には広報も活用し、市民参加型の事業としてレファレンスサービスを展開し、サービスの周知と利用してもらいやすい環境づくりを行った。

課 題

「思い出の本探します」など広報を積極的に活用した事業で、レファレンスサービスに対する一定の周知を図ることができたが、日常的にもサービスを利用いただけるよう、継続的な市民への広報と調査に応えられるための職員のスキルアップが必要である。

学びと交流の場の提供

成 果

ビブリオバトルやコンサート、市民ギャラリーの開催等のほか、児童文学作家のソウマチ氏や甲賀市観光大使の世津田スン氏の講演会など、多様な内容で図書館での交流の場を創出した。市民ボランティアの登録人数も増加を続け、生涯学習の場としても多く活用いただくことができた。

課 題

行事の開催やボランティア活動などの事業は今後も継続・拡充を行い、図書館のリピーターを増やす一方、あまり利用することがない層へのアピールが課題である。

読書環境の充実

成 果

移動図書館の平均利用者数・平均貸出冊数ともに令和元年度以降、毎年増加しており、活字資料の利用が困難な方への、大活字資料の継続的な収集や紙媒体以外の資料サービス等も充実させた。日本語を母国語としない人に対しても、各館の需要に合わせて必要な言語の資料を収集し、心身の障がい等の理由により来館が困難な人に対しては郵送サービスを実施し、読書環境の充実が図れた。

課 題

活字資料の利用が困難な人に向けた対面朗読サービスなどは、新型コロナウイルス感染症拡大以前の利用数には戻っていない。読書バリアフリー法への対応も含め、新しい生活様式に沿ったサービスの拡充に努める必要がある。



ターゲット 4.a

子ども、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

ターゲット 4.5

2030 年までに教育におけるジェンダー格差をなくし、障がい者及び脆弱な立場にある子どもなど脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

施策の方針

こども読書通帳の配布や移動図書館の巡回、学校との事業の連携等により子どものころから本に親しむことができる環境整備を実施し、自主的な読書活動やさらなる読書意欲の向上を推進し、子どもの心に寄り添った読書活動と安心できる子育てを支える「まちのゆりかご」になります。

施策の方針

「地域の情報拠点」として、ニーズにあった適切な資料収集と利用者の求める資料との適切なマッチングに引き続き注力するとともに、活字資料の利用が難しい方にとってもいつでも必要な時に知りたい情報が得られる「まちの知恵袋」になります。

施策の方針

ビブリオバトルやコンサート、市民ギャラリー開催や、講演会等の機会を通じて、各5館の地域性や特色を活かした蔵書や行事の開催を充実し、図書館リピーターの増加や新規利用者の増加につなげ、本と人、人と人の出会いにより、新たな世界や可能性を広げる「まちのオアシス」となります。

施策概要

- こども読書通帳の配布
- 学校図書館司書や学校図書館との連携強化
- 移動図書館やブックトークの実施
- 保護者への読書活動推進啓発

施策概要

- レファレンスサービスの充実
- 活字資料利用困難者等に対する資料提供の充実
- 甲賀市独自の魅力的で豊かな蔵書づくり

施策概要

- 地域資料を活用した講座・教室の開催
- 生涯学習活動の支援
- わかりやすい利用案内の作成
- ビブリオバトル等の市民交流参加型イベントの開催

- ① 文化・芸術の振興のための人材育成、活動の場の充実、自主活動支援
- ② 文化・芸術の環境整備

金の卵プロジェクト

成果

金の卵プロジェクト事業として、文化プログラムでは、各界で独自の職業を築いたクリエイターを、スポーツプログラムは、プロのスポーツ選手を招聘し、プロの高い技術を身近で見て、体感することで、子どもたちが夢を実現していくための、前向きな気持ちや向上心の醸成となる機会を提供できた。

課題

一流のクリエイターやアスリートの招聘には、各種調整に困難なことが多く、事業実施の計画が遅れたり、当初の変更を余儀なくされることが多いため、事業実施におけるノウハウを構築する必要がある。

ジュニア・ダンス・フェスティバル

成果

通算10回目となる令和5年度ジュニアダンスフェスでは、プロのダンサーをゲストに迎え、各地域の団体の練習拠点に働きかけ、オリジナルダンスを協働制作する機会を得る等、交流しながらレベルアップできる機会の提供ができた。

課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が長期にわたり制限されたが、徐々に活動状況は回復している。第10回フェスのように県等の他の団体とコラボレーションする場合には、総合的な取りまとめをどこが担うのかあらかじめ調整が必要である。

クレイアニメ制作教室

成果

平成22年度から実施してきた「クレイアニメ制作講座」が受託者の解散により事業停止を余儀なくされていたが、新たに、アニメ制作事業者との協定を締結したことから、プロの声優やアニメ監督とふれあい、アフレコ体験を行える機会を提供することができた。

課題

今後、アニメーション制作にかかる講座等は、協定を締結した事業者との取り組みが想定される。事業内容の切り口は複数考えられるので、協定者を専門性あるパートナーとしてとらえ、子どもたちがクリエイティブな仕事のおもしろさを体験する機会としていきたい。

市民が企画し参加する文化講演等の支援と民間団体等との連携による文化活動の場や機会の拡大

成果

甲賀市文化協会連合会芸能祭の開催や各町の文化祭の開催において、特に新型コロナウイルス感染症拡大期には、中止判断や開催方法の相談に対し、丁寧に対応し、支援することができた。

課題

文化協会については、新しい団体や若い人の加入が少なくなり、高齢化が進み、加入団体が減少している。

甲賀市美術展覧会、アール・ブリュットなど芸術家等の創造活動への支援

成果

甲賀市美術展覧会を毎年開催し、新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催中止となった際も、展示作品の動画配信を行い、翌年以降は、密にならないよう工夫して展覧会を開催し、創作活動が途切れることのないよう機会の提供を続けることができた。

課題

美術作品の発表、鑑賞の場として、美術展覧会を開催することは必要であるが、各部門の専門的な知識を持った実行委員候補者が不足している。

文化施設の利用促進

成果

展示室サロンコンサートや高校演劇、「Oさいからのおんがくかい」等、幅広い年齢層に向けた事業により、多様な鑑賞の機会を提供することができた。

課題

多くの方に鑑賞いただけているが、今まで利用したことがない市民にさらに関心が広がり、より多くの方に来場いただけるような仕掛けづくりが必要である。

- ① 文化・芸術の振興のための人材育成、活動の場の充実、自主活動支援
- ② 文化・芸術の環境整備

高齢者・障がい者等全ての人々の文化活動等の環境整備

成 果

土山公民館、甲南情報交流センター、碧水ホールのトイレを洋式に改修し、誰もが利用しやすい施設として整備を進めた。また、アール・ブリュット事業を通じて、障がいの有無に関わらず、誰もが価値のある存在であると認めあう共生社会のまちづくりを進めた。

課 題

施設数が多いため、施設整備を進める際には、公共施設等総合管理計画に基づきながら、必要に応じて新しい判断により進める必要がある。

文化・芸術活動が活発に行われる環境づくりの推進

成 果

びわ湖芸術文化財団や滋賀県、民間文化芸術機関、市文化協会連合会等と連携して事業を開催した。また、市内及び市をアピールする文化芸術事業の後援を行い、広報紙への掲載や児童生徒へのチラシ配布等で協力した。

課 題

後援事業の広報は、事業の主催者が主体的に広報活動を行うことが基本であり、市として協力する範囲はその都度判断が求められる。



ターゲット 4. a

子ども、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

ターゲット 4. 5

2030 年までに教育におけるジェンダー格差をなくし、障がい者及び脆弱な立場にある子どもなど脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

施策の方針

文化芸術の表現の自由を尊重し心が通じ合えるまちを目指し、一人ひとりの自主性、主体性、創造性を尊重し、誰もが文化芸術に触れる機会を作り、情報を発信します。

施策の方針

文化芸術を担う人を育て、活躍ができるまちを目指し、未来の文化芸術を創造する子どもたちを育て、後継者や担い手を育てます。

施策の方針

地域固有の文化芸術資源を活かす創造的まちを目指し、市の文化資源を活用し、潜在的価値を掘り起こしたまちづくりを推進します。

施策の方針

施設の整備、有効活用を図るとともに、今ある場所を有効活用し、文化芸術活動と振興の実践を通じて、地域課題に取り組みます。

施策の方針

文化芸術活動の実践を通して、地域課題の解決及びまちづくりを推進します。

施策概要

- 甲賀市美術展覧会の開催
- 多様な鑑賞事業、体験事業の充実
- アール・ブリュットの推進
- 芸術家派遣等の実施

施策概要

- 市民参加事業の推進
- 市内在住・ゆかりのあるアーティスト等の活躍の場創出
- 金の卵プロジェクト事業

施策概要

- 地域文化団体等への支援
- 民間事業者との協力・連携

施策概要

- 歴史的建造物、既存の文化施設等の活用
- 社会的要求を反映した設備への更新・導入
- 観光協会、教育機関等、他分野との連携

施策概要

- 多文化共生の醸成
- 地域振興、コミュニティ再生の醸成
- 地域文化の正統な伝承

(3) スポーツの振興

- ① だれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくり
- ② スポーツ振興のための施設整備と指導者育成

総合型地域スポーツクラブの活動の充実

成果

市内9つのクラブで構成する連絡協議会の理事会に参画するとともに、その運営に対し財政的な補助を行うことで、各クラブが情報の共有を行いながら、障がい者スポーツの推進を含め、活発に活動いただくことができた。このことで、各地域で誰もが気軽に継続的にスポーツに参加できる環境を提供できている。

課題

クラブの設立時からの指導者が多く、世代交代が進んでいない傾向にある。若い世代が参画できるような仕組みづくりが急務である。また、クラブによっては、会員の年齢層や居住地域が偏っているクラブもあり、活動を地域全体に広げていく必要がある。

スポーツ推進委員およびスポーツ指導員の活動の充実

成果

主管事業である「ふれあいゆるスポフェスティバル」の開催を継続しており、関係団体や専門学校との連携が図りながら、市民に運動機会の提供やきっかけづくりの場となっている。また、各地域等に出向いてニュースポーツの紹介や運動指導を行うことで、市民の身近なスポーツへの取り組みを支援している。

課題

地域でのスポーツ指導のニーズは高く、定例会や県の研修会などによる資質向上に努めているが、活動量が多く負担が一部の委員に偏る傾向にある。ボランティア的な活動であることから、委員全体での負担の分散や新たな推進委員の育成が課題である。

障がい者スポーツ活動の推進

成果

スポーツイベントを開催する際には、障がい者施設への案内を行い、障がいの有無にかかわらず楽しめるよう企画した。また、誰もが楽しめるニュースポーツであるボッチャの普及に努めた。

課題

障がい者施設との接点が少なく、障がい者を取り巻く実情が把握できていない。また、市外の施設に通所されている市民へのアプローチが難しい。さらに、支えるスポーツへのイメージが希薄で、普及が難しい。

学校施設開放事業の推進と充実

成果

学校体育施設の開放を行い、より多くの市民が生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを行った。

課題

学校体育施設の利用者が多く、施設利用や使用料徴収など管理の管理面について効率化が必要である。

ニーズに応じたスポーツ指導者の育成と資質向上

成果

スポーツ推進委員、スポーツ少年団などでは、指導者研修に関する情報提供に努めた。あいの土山マラソンでは、登録団体など多くの市民にスポーツボランティアへの参加を呼び掛けた。また、甲賀市スポーツ協会に甲賀市ウォーキングリーダー養成講習会を開催いただき、36名のリーダーを養成することができた。

課題

指導者研修については情報提供にとどまっている。また、スポーツボランティアについては、参加者増の支障となっている事項が把握しづらく活動を広げることが難しい。



ターゲット 4. a

子ども、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

ターゲット 4. 5

2030 年までに教育におけるジェンダー格差をなくし、障がい者及び脆弱な立場にある子どもなど脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

施策の方針

生涯スポーツ社会実現のため、一人ひとりが自らスポーツ推進を図る主体として、スポーツや健康づくりに関心や興味を持ち、市民の理解と協力のもとで、事業推進・スポーツに関する情報の幅広い提供に努めます。

施策の方針

市スポーツ協会や小・中・高体育連盟、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等、市内スポーツ関係団体等と連携を図り、スポーツ推進体制を充実します。

施策の方針

児童生徒の体力向上のため、生涯スポーツにつながる児童生徒の体力向上の重要性を、子どもたちを見守り、育てていく地域・家庭・学校と共有し、連携体制を強化します。

施策の方針

特に総合型地域スポーツクラブは、児童生徒の体力向上だけでなく、市民の健康づくり、青少年の健全育成、まちづくりによる地域活性化など地域経営の重要な資源となることから、コミュニティ振興や健康づくりに向け柔軟な姿勢で取り組みます。

施策概要

- スポーツ推進委員の委嘱
- ニュースポーツ等の体験指導
- 障がい者スポーツの推進

施策概要

- 指導者研修に関する情報提供
- 各団体実施事業への支援

施策概要

- 学校運動部活動指導の連携
- 遊びを通じた運動・スポーツの充実

施策概要

- 自治振興会事業への社会体育指導員やスポーツ推進委員の派遣
- 学校施設開放事業の実施

文化財保護審議会の開催文化財の市指定

成果 毎年2回、文化財保護審議会を開催し、必要な指導を仰いだ。計画期間中に新たに5件の市指定文化財を指定し、貴重な歴史遺産の保護を図ることができた。

課題 新型コロナウイルス感染症の影響で文化財保護審議会の開催ができず、指定資料の数が滞った。また、過去の指定分野に偏りがみられるため、未指定分野の指定を目指した調査研究が必要である。

民俗文化財の伝承

成果 保存団体に対し適正に支援を行うことで、無形民俗文化財の保存継承を図ることができた。また、ユネスコ登録を受けたケンケト踊りについては、行事の調査や行事開催時の警備や臨時駐車場設置などの運営や公開にかかる支援を行った。

課題 行事の伝承にかかる地域での担い手不足が大きな課題である。

指定文化財防災管理、史跡・天然記念物保存活動支援

成果 所有者や管理者に対し適正に支援を行うことで、文化財の保存管理を図ることができた。

課題 防災機器の老朽化により更新が必要であるが、多額の費用がかかり、所有者に大きな負担となっている。また、文化財を適切に保存するための支援について、支援の方法や補助率などの検討が課題である。

指定文化財の保存と継承

成果 指定文化財の修理に対し適正に助成を行うことで、文化財の保存管理、活用を図ることができた。

課題 修理の要望が増加しており、また、大規模な修理案件もあることから、計画的な事業実施が必要であるとともに、所有者の負担軽減を図る取り組みが必要である。

文化財防災防犯対策

成果 甲賀広域行政組合消防本部による文化財防火運動に伴い、特別査察に同行、所有者への啓発を行うことができた。

課題 地域で管理している文化財については、担い手の継承が課題となっている。

研修会の開催

成果 資料館企画展の開催に伴う研修会を開催し、広く知っていただく機会とした。地域の催しとあわせて、現場説明会などを開催することができた。

課題 担当課単独での大規模な研修会開催は難しく、部局間、他自治体等と連携して取り組むことが課題である。

郷土史会等支援

成果 郷土史・文化財の調査、研究活動を行うことで、生涯学習の機会を促進することができた。

課題 各団体とも加入者が減少しており、会の事業運営などの検討が課題となっている。

ターゲット 11.4

世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

施策の方針

貴重な歴史遺産を市の文化財として指定し、良好な状態で保存のうえ、次世代へ継承するとともに、民俗文化財の伝承や史跡や天然記念物の整備・保存活動を支援します。

施策の方針

未指定の文化財に関する実態調査や埋蔵文化財等の調査を行い、文化財調査を推進します。

施策の方針

文化財を管理いただく所有者の方に対し、災害・盗難等から文化財を守る啓発や市民の皆様への文化財保護意識の醸成を目的とした研修会等を開催するとともに、文化財の調査研究や保存活用等を行われている郷土史会等を支援します。

施策概要

- 市指定文化財への指定
- 指定文化財等の保存にかかる支援
- 民俗文化財伝承にかかる運営支援

施策概要

- 新規発見等された文化財の調査・保全

施策概要

- 消防等と連携した文化財防災防犯対策の啓発
- 各種行事等と合わせた研修会の実施
- 郷土史会等の活動支援

歴史講演会の開催

成果

紫香楽宮跡、市内の城跡を題材とした歴史フォーラムを毎年各1回開催し、外部講師を招き、それぞれの史跡のもつ魅力を市内外に向けて発信することができた。

課題

特定のテーマによる講演会は継続的に開催することができたが、市の文化財全般について普及する事業はあまり実施できなかった。

文化財案内ガイドブック・パンフレットの作成

成果

甲賀市文化財ガイドブック(「甲賀を繙く」)について、第1版以降指定された文化財等も掲載し、再版することができた。

課題

ガイドブックやパンフレットで紹介した文化財に関する情報のデジタル化、またその公開が課題となっている。

歴史民俗資料館等展示会開催

成果

関係自治体等と連携展示を実施し、それに伴う関連事業で幅広い世代に公開活用ができた。また、新たに動画配信等を行い、直接来館せずとも周知が可能なツールができた。また、ケンケト踊りのユネスコ登録記念特別展示を実施し、地域の誇りの醸成につなげたほか、第25回国際博物館会議京都大会において、各館の活動を発表し、世界に発信できた。

課題

膨大な資料点数や他業務とのバランスから、十分な調査・展示は困難な状況がある。一方、そのような中でも各地域市民センターや道の駅などで巡回展を行い、広く知っていただくことができた。今後も調査・展示方法に工夫をこらす必要がある。

歴史学習・子ども体験学習会の開催

成果

学校への出前講座を精力的に行ったことで、休日にも家族と来館するなど、リピーターを増やすことができた。

課題

講座としては単発に終わってしまうことが多かった。学校の負担を軽減するため、課題を把握し、計画的に実施する必要がある。

史跡紫香楽宮跡の整備活用

成果

史跡紫香楽宮跡(宮町地区)第1期整備について、甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会での検討を経て、史跡公園整備の実施設計が完了した。また史跡公園整備の実施について地元説明等を行い、整備実施を進めることができた。

課題

史跡公園の活用方法を、地域を中心とした市民とともに模索していく必要がある。

ターゲット 11.4

世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

水口岡山城跡活用

成果

水口岡山城や甲賀郡中惣遺跡群の城跡について、定期的な除草や樹木の伐採、案内看板の設置を実施し、見学のための環境の整備を進めることができた。また、これまでに発掘調査を行った城跡の出土品を、水口歴史民俗資料館と水口城資料館で展示し、市民に向けて公開することができた。

課題

これまでに継続してきた城郭歴史フォーラム開催、見学のための環境整備、水口岡山城の会と連携した史跡活用といった取り組みは引き続き継続していく。加えて、史跡水口岡山城跡保存活用計画が令和7年度に策定予定であるが、本計画に基づいた効果的な保存活用の取り組みにつなげる必要がある。

市民との協働・連携

成果

水口岡山城の会や甲賀ロータリークラブ、甲賀市観光まちづくり協会と連携して、水口岡山城を中心に市内の城跡を活用した事業を展開することができた。また、紫香楽宮跡活用実行委員会や宮町営農組合と連携し、紫香楽宮跡を活用した事業を進めることができた。

課題

地域や市民団体と協働し、紫香楽宮跡の史跡公園の活用や、水口岡山城跡の保存活用計画を実施する必要がある。

施策の方針

文化財・歴史関係の講演会や案内用のガイドブック等を作成し、市内の貴重な歴史遺産の継承と積極的な活用を図ります。

施策概要

- 歴史フォーラムの定期開催
- 資料館企画展の開催

施策の方針

歴史民俗資料館の展示の充実や、学校と連携した出前講座等による地域学習の推進により公開活動事業を充実します。

施策概要

- 水口レイピア、各史跡からの出土品の展示の充実
- 各地域の特徴を踏まえた学校出前講座
- 市民団体や地域への出前講座

施策の方針

国史跡に指定されている紫香楽宮跡や水口岡山城等の整備を行い、公開活用を推進します。

施策概要

- 史跡水口岡山城跡保存活用計画の策定
- 地域や市民団体との連携
- 紫香楽宮跡の史跡公園活用促進

E 多文化共生

(1) 多文化共生

- ① 外国人児童生徒を支援する総合的な体制づくり
- ② 学校や各種団体、企業、地域の連携による日本語指導や進路支援の充実

日本語指導コーディネーターの配置の検討

成 果	かわせみ教室や日本語指導担当者、母語支援員らが直接かかわることにより、児童生徒や保護者に対してきめ細かな支援を行い、外国人児童生徒を支援する総合的な体制づくりにつなげることができた。	課 題	利用者は年々増加しているものの、全ての外国人児童生徒の相談を受けているわけではないため、個々の課題感が把握しきれていない。
--------	---	--------	---

保護者からの相談等へ対応するための体制づくり

成 果	必要に応じて関係部局を紹介したり、通訳を通して丁寧に相談に応じることで、保護者からの相談等へ対応するための体制づくりにつなげることができた。	課 題	生活にかかわる相談など、制度が十分に理解されていなかったり、必要な支援が生徒や保護者に行き届いてない場合がある。
--------	--	--------	--

教職員研修の充実

成 果	日本語指導等特別な指導を行っている学校の指導担当教員等を対象として、現在の課題に即した日本語指導のあり方や指導方法について、大学教授等を講師として招聘し、理解を深めることができた。	課 題	日本語指導教室において実際の指導場面を参観いただき、具体的な助言を受けたが、今後も広げ、深めていく必要がある。
--------	--	--------	---

日本語初期指導教室「かわせみ教室」の運営

成 果	日本語指導等特別な指導を行っている学校の指導担当教員等を対象として、大学教授等の招聘や授業研究会の開催により理解を深めることができた。また、近年外国籍児童生徒の転入が増加傾向であり、多国籍化も進んでいるため、ニーズの多いベトナム語支援員の任用や日本語初期指導教室の充実・増設等に取り組んだ。	課 題	児童生徒の転入（編入）状況に伴い、日本語指導加配や日本語指導支援員の配置のある学校が増えてきており、一定水準の質の高い日本語指導が必要であり、研修のさらなる充実等が求められる。
--------	---	--------	--

外国にルーツを持つ児童生徒・保護者向け「中学校卒業後の進路ガイダンス」の開催

成 果	毎年10月に外国にルーツを持つ児童生徒また保護者に向けた進路ガイダンスを実施し、日本の教育制度への理解を深める取り組みが実施できた。	課 題	年々外国にルーツをもつ児童生徒が増加傾向にあり、また多国籍となっている中、各家庭の実情、ニーズに応じた対応が必要となっている。そのため、より一層関係課や関係団体との連携が必要である。
--------	--	--------	---



ターゲット 4.1

2030 年までにすべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

ターゲット 10.2

2030 年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況にかかわらず、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

施策の方針	外国にルーツを持つ児童生徒とその他の児童生徒が互いを尊重しあい、共に学ぶことができる環境整備を推進します。	施策概要	○日本語初期指導教室「かわせみ教室」の設置・充実 ○母語支援員の配置 ○日本語指導加配や日本語指導支援員の配置・充実
施策の方針	外国人児童生徒の教育ニーズを把握し、母語支援員・日本語初期指導教室「かわせみ教室」の活用や、関係機関との連携を図りながら、日本語指導や教科指導等の充実を進めます。	施策概要	○日本語初期指導教室「かわせみ教室」の設置・充実(再掲) ○母語支援員の配置(再掲)
施策の方針	小中学校における進路指導・キャリア教育の取り組み推進と、関係課や民間団体等との協働による進路ガイダンス実施により進路選択支援の推進を図ります。	施策概要	○「中学校卒業後の進路ガイダンス」の実施

F 人権教育・人権啓発

(1) 人権教育の推進

- ① いのちを大切に、人間の尊厳を基本とする、人が輝く教育の推進
- ② あらゆる場における人権教育の推進と指導者の育成

人権教育基底プラン（改訂版）の定着

成果	各校・園の保育授業研究会では基底プランとの関連も明らかにしながら実践と交流を深めることができた。	課題	基底プランの改訂に向けて計画的に取り組みを進めていく必要がある。
----	--	----	----------------------------------

主体的な学びの推進

成果	人権尊重のまちづくりセミナー・人権教育研究大会については、新型コロナウイルス感染症の影響により制限を余儀なくされたが、令和5年度には市民とともに教職員・保護者へも参加を募ることができた。また、休刊していた啓発教材を令和5年度に復刊し、市民啓発用及び学校園教職員用教材として活用することができた。	課題	人権尊重のまちづくりセミナー・人権教育研究大会へ可能な限り多くの方に参加していただけるよう工夫が必要である。また、啓発教材活用の機会も積極的に提案し続けた。
----	---	----	--

交流や協働による地域づくり

成果	人権教育推進協議会等と連携し、人権尊重のまちづくりセミナー・人権教育研究大会を運営できた。また、人権保育授業研究会では、開催支部の人権教育推進協議会へも案内し、可能な範囲で参加いただくことができた。さらに、人権尊重のまちづくり懇談会の開催を全区・自治会に依頼し、4年ぶりに多くの実施報告を得た。	課題	人権関係機関・団体と校園の連携は大切であり、有意義で効率的な連携を模索したい。
----	---	----	---

人権教育・啓発リーダーづくり

成果	地域人権リーダー養成講座として5回の講座を開くことができた。学校・園にも案内し、参加を募ることができた。	課題	地域リーダーの養成という目的を達成している事業であるものの、総参加者が20人に満たず、対象層の開拓が課題である。
----	--	----	--



ターゲット 10.2

2030 年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況にかかわらず、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

ターゲット 16.6

持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

施策の方針

人権に関する課題の解決や差別意識の解消に向けて、「甲賀市人権教育基底プラン(改訂版)」に基づき、教育活動のあらゆる場面において人権にかかわる教育を展開・推進します。

施策概要

○甲賀市人権教育基底プランに基づく、保育園等、小中学校での一貫した人権教育の実施

施策の方針

人間の尊厳や人権の大切さなどについて基礎的な学びを充実し、自尊感情を高め、豊かな感性を育み、人とのかかわりや社会とのかかわりを通して互いに認め合い、共に生きる実践的な態度を養います。

施策概要

○人権尊重のまちづくりセミナー、人権教育研究大会の開催
○人権教育啓発 DVD 貸出

施策の方針

人権の大切さや人間の尊厳などの人権についての普遍的な教育と、個別的課題についての教育を互いに関連させることで、人権尊重の精神の養成に取り組みます。

施策概要

○人権教育推進協議会等との連携
○人権尊重まちづくり懇談会の開催
○人権教育全体計画の作成

施策の方針

子どもの権利条約や子ども基本法に理念に則り、子どもたちの自己決定権をはじめとした子どもの人権の尊重や居場所の確保等、子どもたちに寄り添った施策を推進します。

施策概要

○スペシャル・サポート・ルーム等の居場所確保
○職場人権研修の実施
○子どもの権利条約の周知、発信

学校安全全体計画の作成

成
果

毎年、各校において学校安全全体計画を作成し、自他の生命を尊重し、安全な生活を営むことのできる態度・能力の育成を図った。

課
題

自分の安全を守るために、情報を正しく判断する力や、危険を予測して回避する力など自己判断・危険回避などの能力の育成が必要である。

交通安全教室

成
果

学・警連携により緊急時にも即連絡が取れるようになり、交通安全教室の実施では、警察から様々なアドバイスをいただきながら、安全指導の充実に向けて取り組めた。

課
題

指導が定番化している傾向があり、ラウンドアバウトのような新しい道路について学んだり、児童生徒が自ら危険予測や危険回避能力を身に付けられるように工夫する。

防犯教室

成
果

警察との連携で防犯教室を実施し、不審者(侵入者)対応や登下校における防犯対策について児童生徒らが危機意識をもつことができた。

課
題

訓練を実施しているものの回数も限られており、防犯体制や校内での連携が十分とは言えない側面がある。

薬物乱用防止教室

成
果

薬物乱用の危険性を周知徹底し、薬物乱用による弊害を正しく認識することや誘惑に対して断れる的確な判断力を持つことを意識した教室を実施できた。

課
題

薬物乱用が危険なことは理解できているが、身近に誘惑があるという認識には至っていない。

通学路安全マップの作製

成
果

安全マップを作ることで児童ら自身が登下校で安全上注意すべき点を共通理解し、通学路の危険個所について教職員も把握することができた。

課
題

通学路の道路や柵などの新設などハード面が十分ではなく、危険がなくなったわけではないため、児童の安全確保については引き続き課題が残る。

教員研修の充実

成
果

県主催の危機管理トップセミナーへの参加をはじめ、消防署や警察と連携することで、危機管理意識を持つことができた。

課
題

研修会を必ずしも受講できている教員がいえず、校内での伝達が十分に行われているとは限らないため、誤った認識をもっている教職員もいる。

ターゲット 3.5

薬物乱用やアルコールの有害な接種を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。

施策の方針

子どもたちが交通事故や不審者、薬物等から自身の身を守ることができるよう、定期的に警察や少年センター等と連携した交通安全教室や防犯教室、薬物乱用防止教室等を実施するとともに、教員への研修も行い、危機管理意識の高揚を図ります。

施策の方針

登下校時の安全・安心確保のために、「あいこうか緊急メール」や「通学路安全マップ」等を活用して、保護者、地域、スクールガード、その他関係機関と連携・協力し、地域ぐるみでの学校安全体制の整備を進めます。

施策概要

- 交通安全教室、防犯教室、薬物乱用防止教室の実施
- 危機管理意識高揚に向けた教職員研修の実施

施策概要

- 学校安全全体計画の作成
- 通学路合同点検の実施
- 通学路安全マップの作製
- スクールガードリーダー等との連携

学校安全計画・防災計画の策定

成
果

年度初めに警察署や消防署から助言をもらいながら計画を策定することにより、安全対策や避難訓練についてもスムーズに運用ができた。

課
題

学校間により格差があり、十分に助言を得られていない学校も見受けられた。

甲賀市学校防災コーディネーター担当者連絡会の開催

成
果

学校防災教育コーディネーターの担当者による働きかけで危険を回避できる訓練が行われている。

課
題

学校防災教育コーディネーターの担当者によって、危機管理意識に差がみられる。

避難訓練

成
果

消防署からの指導を受け、便り等で家庭に発信したり、子どもが起震車等を体験することで、家庭でも防災に意識が向けられるようになった。

課
題

自分の身を守れるよう、年齢に応じた防災教育を行っていく。

成
果

訓練をする児童生徒や教職員の意識が向上し、学校防災教育アドバイザー（消防署）より事前事後のアドバイスをいただくことで、より充実した避難訓練ができた。

課
題

制度の趣旨は理解できているものの、校内事情により十分にアドバイスを得不いで避難訓練を実施している学校も見受けられ、アドバイスの機会を設ける必要がある。

学校防災教育アドバイザー制度の活用

成
果

消防署からの指導助言を受けた上で学校防災計画や避難訓練を実施しているため、より精度が高く、関係機関との連携も充実している。

課
題

モデル校となっていない学校が大多数であるため、避難訓練や防災計画の見直しが十分でない学校もあり、モデル校の成果の拡充が必要である。



ターゲット 13.1

全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

施策の方針

近年頻発する大規模地震や豪雨等による事故や災害から子どもたちを守るため、毎年、学校安全計画や防災計画を策定するとともに、各小中学校で選任している学校防災コーディネーター担当者の連絡会を開催し、学校防災の危機管理意識を向上します。

施策概要

- 学校安全計画、防災計画の策定
- 学校防災コーディネーター担当者連絡会の開催

施策の方針

保育園等や学校において、定期的に避難訓練や消防署・学校防災教育アドバイザーからの指導を受け、子どもたち自身に災害時に適切に対応できる能力を育成します。

施策概要

- 避難訓練の定期的な実施
- 消防署、学校防災教育アドバイザーからの指導

施策の方針

児童生徒が自分の命は自分で守る意識が身につくよう、「防災手帳」「ハザードマップ」等を活用して、防災に関する危機予測や回避能力が高まる実践的な防災教育を推進します。

施策概要

- 「防災手帳」「ハザードマップ」等を活用した防災教育

みなくち子どもの森の運営（再掲）

成果

みなくち子どもの森は、令和5年度自然館入館者数が7,836人となり、主催行事や、学校の利用等の団体受入、保育園木育等の出張で、多くの方に自然への理解を深めていただくことができた。

また、生物多様性が保たれている場所として、令和6年3月には環境省から自然共生サイトとして認定を受けた。

課題

園内は、里山の自然環境が保たれているとはいえ、草刈りや樹木伐採が進まない等、不十分な点も多く自然共生サイトとして認定を受けたことを機に園内の整備を進める必要がある。また、行事や団体向けのプログラムも、今後ネイチャーポジティブ実現に寄与する内容を目指す必要がある。

これまでに実施してきた環境教育施策の一例

□ 小学校における環境教育推進事業

- ・市内小学6年生の児童を対象に、総合的な学習、環境学習の一環として、市内企業を講師としたの環境配慮の取り組みを受講した。

□ めざせ環境博士育成プロジェクト ―エコ旅・エコBOOK―

- ・小学5年生の社会科カリキュラムと関連付けたモノづくり企業の環境配慮に関する課外授業の実施。
- ・中学1年生の総合的な学習の時間で、琵琶湖の様子や生物を観察し、自然について学ぶ機会を確保し、環境保全意識を高揚させた。
- ・学校図書館において、環境に関する図書を幅広く充実。
- ・7月1日「びわ湖の日」に合わせ、各学校図書館に環境図書コーナーをつくり、環境保全意識を高めた。

□ みなくち子どもの森運営事業

- ・みなくち子どもの森園内の「森の広場」を再整備し、自然観察に適した環境を整備し、環境学習の推進を図った。

□ 未来につながるエコフェスタの開催

- ・令和5年度の開催では、地球温暖化やこれからの新しいライフスタイルに関する講演会、環境について楽しく学べる企業ブースの出展、「環境未来都市・甲賀」絵画コンクール作品展示等を実施。
 - ・令和6年度の開催では、生物多様性に関する講演会、リサイクルに関する展示、「環境未来都市・甲賀」絵画コンクール作品展示等を実施。
- 全世代に向けた環境教育を推進した。



ターゲット 13.3

気候変動の緩和適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

ターゲット 15.4

2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。

施策の方針

自然共生サイトに認定されたみなくち子どもの森を環境学習やネイチャーポジティブの考え方を体現する拠点として運営します。

施策概要

- みなくち子どもの森における環境学習・自然体験活動の機会創出
- みなくち子どもの森周辺の環境整備

施策の方針

将来世代にわたり、豊かな生活を確保できるよう、気候変動や生物多様性等に起因する社会における様々な問題を我が事として捉え、問題解決につながる新たな価値観や行動の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指します。

施策概要

- 「環境未来都市・甲賀」の実現に向けての取り組み推進
- 生物多様性のための30by30アライアンスへの参加登録
- 「デコ活」の取り組み推進

施策の方針

SDGsをはじめ、環境や資源・エネルギーについての理解を深め、自然環境、社会環境、生活環境を通して環境を大切にする心を育成します。

施策概要

- 子どもたちを通じた保護者等、市民の環境意識向上

施策の方針

地域はもとより、地球全体を視野に入れた環境保全や創造のための環境美化活動や地域に根差した自然体験活動を行う等、持続可能な社会を築いていこうとする資質や能力、実践的な態度の育成に努めるとともに、甲賀市環境未来都市宣言の理解と実践に進めます。

施策概要

- 保育園等、小中学校での環境教育の充実・実践

第3章 計画の推進

本章では、本市が本計画を推進するために必要となる事項を示します。

計画の推進にあたり、これまで市が構築してきた安全管理体制を堅持することと、事業に携わる一人ひとりが安全に対する高い意識をもって事業を行うことを、全ての施策推進の土台に据えて取り組みます。

1. 教育委員会機能の充実

(1) 教育委員会委員協議会の設置

教育委員が、教育委員会の処理すべき事務にかかる調査、研究を行う等その活動を充実させるため、教育委員会委員協議会を設置しています。

委員協議会では、次のような活動を行います。

- ・教育にかかる制度改正に対応するための法令等の調査、研究
- ・地域の教育事情把握のための市内の学校・園や社会教育施設等の視察
- ・教育機関の活動状況把握のための、教育委員会が設置する機関との懇談

(2) 危機管理体制の確立

近年の異常気象や相次ぐ自然災害への対応をはじめ、事件、事故、感染症の危機の発生に対し、迅速かつ的確に対応できるよう危機管理体制を確立します。教育機関で多くの児童生徒や市民の皆様が学習活動をされており、日々、様々な危機の発生が想定されます。

その被害や影響の軽減を図るため、危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応等の危機管理にかかる基本的な取り組み方針を定め、教育施策の推進を図ります。

なお、危機に際しては、甲賀市地域防災計画、甲賀市危機管理計画及び甲賀市国民保護計画を遵守します。

(3) 効率的・効果的な組織のあり方

教育に関する各施策は、教育委員会が所管する分野だけでなく、市長部局が所管する分野もあることから、関係部署が組織横断的に連携し、特に重要な課題については、総合教育会議の中で、市長と教育委員会が情報や課題を共有し、課題解決に向けて取り組み効率的・効果的な組織運営を行います。

また、より質の高い教育を市民に提供するため、ワーク・ライフ・バランスを推進し、生き活きと教育活動が行える元気な職場環境づくりに取り組みます。

2. 関係者の役割分担と連携協力

教育は、多くの関係者の取り組みにより社会全体で担われるものです。

本計画を実りあるものとするためには、個人、学校、家庭、企業、地域等のそれぞれに期待される役割があります。それぞれが役割を果たしつつ、互いに連携・協力し、社会全体でよりよい教育環境を整えることで、計画に掲げる施策が強力に推進できることを期待し、オール甲賀で取り組んでいきます。

(1) 市民

人生100年を見据えた人生設計により、その人生を充実させるため、生涯を通じて主体的に考え行動することが大切です。また人口減少や家族形態の変化、生活様式の変化で人と社会のかかわりが薄れつつある中で、地域文化の継承や子育てに積極的に関わるなど自ら地域社会に参画いただくことが期待されています。

(2) 家庭

子どもの育ちには、家庭環境が大きく影響します。

また、保護者自らが、日常生活の中で様々な場面で手本を示し、教えることが大切です。家庭教育において善悪の判断や規則を守るといった社会生活上のルールやマナーを、しっかりと子どもに身に付けさせることが求められています。

家庭とは、子どもに基本的な生活習慣・生活能力や自立心、コミュニケーション能力などを身に付けさせる場であるとともに、子どもに安らぎを与える居場所でもあります。

(3) 学校

学校は、教育目標が達成できるよう、教育課程を編成し、教科指導を中心としたあらゆる教育活動を通して、基礎的な知識や技能の取得、またそれらを活用するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育むことにより、全ての子どもに、豊かな心、学ぶ力、健やかな体のバランスがとれた「生きる力」を育成する場です。

また、学校生活を通して、望ましい人間関係の中で集団の一員としての自覚を育て、協働の意義を学びながら、社会生活上必要なルールを習得する場でもあります。

(4) 企業等

企業等には、従業員等が、子育てや学校行事に参加しやすい職場環境づくりとともに、従業員等を対象とした生涯学習の機会づくりが求められています。

また企業等の協力を得て、小学生の社会見学やものづくり体験、中学生の職場体験実習や社会人講話等の活動を通して、子どもたちが、夢や希望をもち、社会における自分の役割や将来の生き方、働き方等を考え、社会への貢献による自己実現の重要性を学習する貴重な機会となります。企業等には、そうした教育活動への参加や支援、そして子どもの社会規範意識の向上に資する情報発信が期待されています。

(5) 地域等

地域社会は、幅広い世代の人々が多様な人間関係の中で生活しています。その中で子どもたちは、地域の大人たちの生き様に直接触れ、また、様々な活動の場を通して、大人から子どもへ地域固有の文化が伝承されています。また、子どもは、社会のルールやモラル、マナーも地域の身近な大人の行動や言動に影響を受けながら身に付けていきます。

地域の人々が率先して協力し合い、連帯意識の醸成を図り、ふるさとの良さを子どもたちに実

感させ、安心して遊び、安全に生活できる地域づくりに協働して取り組んでいただくことが、地域の教育力を高めると考えられます。

また、地域やボランティア団体・NPO等には、専門的知識や技術をもつ指導者をはじめ多様な人材がおられることから、地域と学校がともに高めあい、協働して人づくり、地域づくりに取り組む「コミュニティ・スクール」や「地域学校協働活動」に積極的に参画し、支援いただけることを期待します。

3. 市民の意見等の把握と反映

教育委員会は、市民に身近な機関として、市民の意思を十分に把握し、また、関係者との連携を図りながら、事業展開を行わなければなりません。

本計画の推進にあたっては、事業の立案や実施における過程から、市民との協働を大切にします。

このため、教育に関する施策に関し、迅速かつ的確な情報の収集・発信に努めるとともに、対話や合意形成を通して市民の意見等を把握し、反映する機会の充実に努めます。

4. 進捗状況の点検と評価

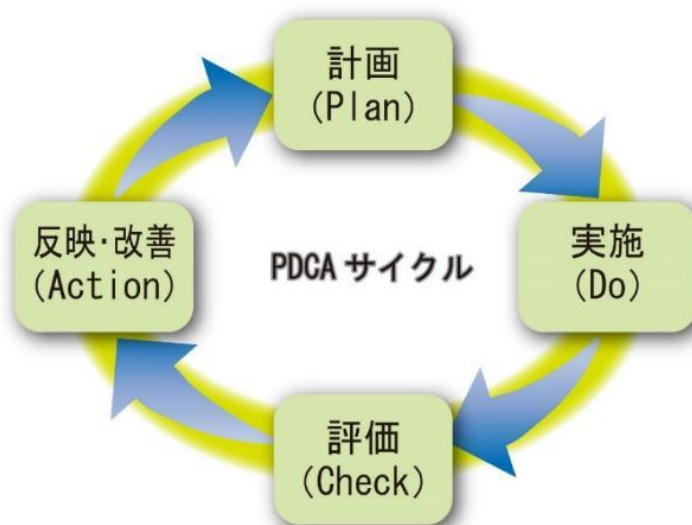
計画に掲げている各事業を計画的かつ効率的に実行するために、事務事業評価シートにより事業の点検・評価を行います。

さらに、自らが行った点検及び評価の結果について、甲賀市附属機関設置条例第2条の規定に基づく、教育関係者などで構成する「甲賀市教育行政評価委員会」に意見を求めます。その結果により見直し等を行い、翌年度の事業展開に活かすことで、計画を着実かつ効果的に推進し、その結果については公表します。

このように、PDCAのマネジメントサイクルに基づく点検評価システムを導入しており、今後も検証を行い、進捗管理を進めていきます。

～PDCAのマネジメントサイクル～

1. **P l a n** (計画・目標の決定)
業務計画及び目標を決定する。
2. **D o** (実施・実行)
計画に沿って業務を行う。
3. **C h e c k** (評価)
業務の実施状況と目標の達成状況を評価する。
4. **A c t i o n** (反映・改善)
実施が計画に沿っていない部分を調べて改善する。



5. 計画の見直しと新たな課題への対応

本計画は、今後10年先を見通しつつ、令和7年度（2025年度）から令和10年度（2028年度）までの4年間で、総合的かつ計画的に取り組むべき施策の方針を示し策定します。

今後においても、全国的な教育制度改革が行われた場合や、上位計画である「甲賀市総合計画」や本計画の基本理念の一つである「甲賀市教育大綱」の改訂など特段の事由がある場合には、状況の変化に対応し教育施策に適切に反映するため、計画期間の途中であっても、必要に応じて見直します。

また、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき課題も日々刻々と変化しています。こうした市を取り巻く状況の変化に対応するため、計画期間においても、適時適切に新しい課題に対応するための検討を進め、必要に応じて計画を見直し、教育施策への適切な反映に努めます。

6. 安全管理に対する取り組み

（1）甲賀市青少年活動安全誓いの日

平成19年（2007年）7月31日、市教育委員会が実施した野外体験講座において、小学生二人の尊い生命を亡くす事故を招いたことは、将来にわたり有史に深く刻み込まなければなりません。

このことを教訓として、再発防止への強い決意のもと、次代を担う青少年の健全育成に資する安全な野外活動を実施することを誓い、毎年7月31日を「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と決めました。

今後も市民、市のあらゆる機関や青少年活動実施団体と連携協力し、この精神が根付いていくように取り組みを進めます。

（2）安全管理体制の整備

① 本市危機管理計画に基づく「危機管理個別マニュアル」の整備

市の各部局は、予測される危機に関する未然防止、緊急対策及び事後対策を迅速・的確に実施できるよう、危機別に危機管理個別マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）を作成しています。

教育分野においては、「不審者対応マニュアル」や「青少年の自然体験活動における安全対策マニュアル」等それぞれの個別マニュアルを作成しており、毎年度、連絡体制等の点検及び見直しを行うこととして、事業実施前における事業計画書（下見計画、安全対策計画含む）及び事業執行各段階のチェックシートの作成などが基本項目として盛り込まれており、個別マニュアルを活用し安全対策に取り組みます。

② 職員の責任能力・意識、安全意識、安全管理能力を強化するための研修会等の持続的実施

管理・監督する立場にある職員を対象に、安全管理指導力を強化するための研修を実施します。また、各種団体等の指導者や担当者を対象にした青少年自然体験活動指導者等研修会では、平成19年（2007年）の水難事故事案を教訓としながら、自然体験活動実施に際しての安全対策や安全意識の強化を図ります。

こうした研修等を持続的に実施し、市の安全管理体制が機能するよう、管理職及び事業担当者の資質向上に引き続き取り組みます。

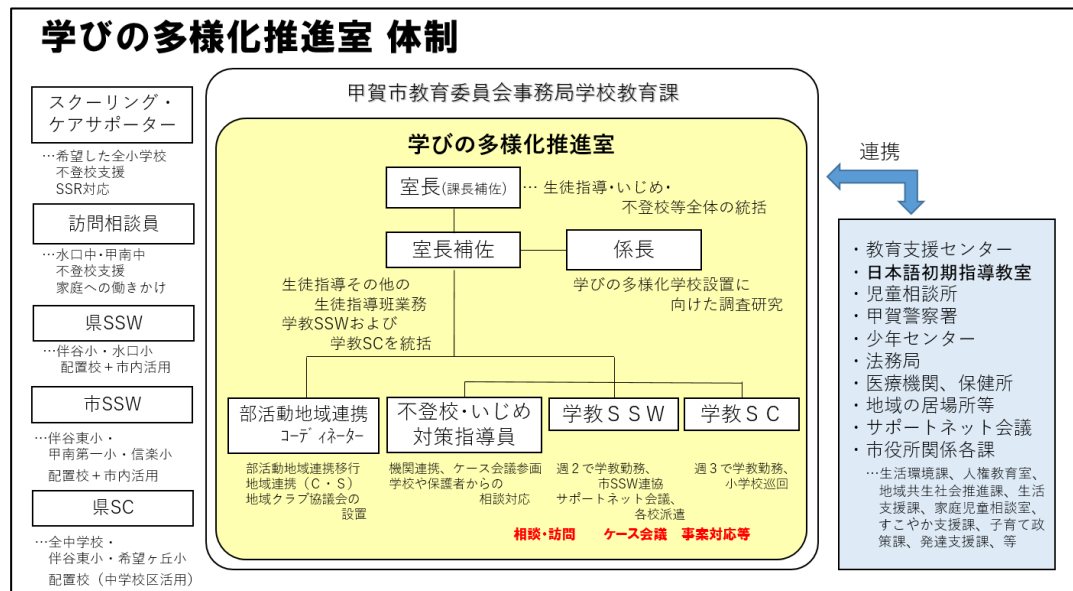
③ 「甲賀市事業執行安全管理体制審査委員会」の設置

本市では、「甲賀市事業執行安全管理体制審査委員会」を設置しています。この審査委員会は、市の安全管理体制が人事異動や社会の価値観の変化にも左右されず、ゆるぎないものとして持続的に機能するように、審査し、体制に疑義が認められる場合、改善指導を行います。

「学びの多様化推進事業について」

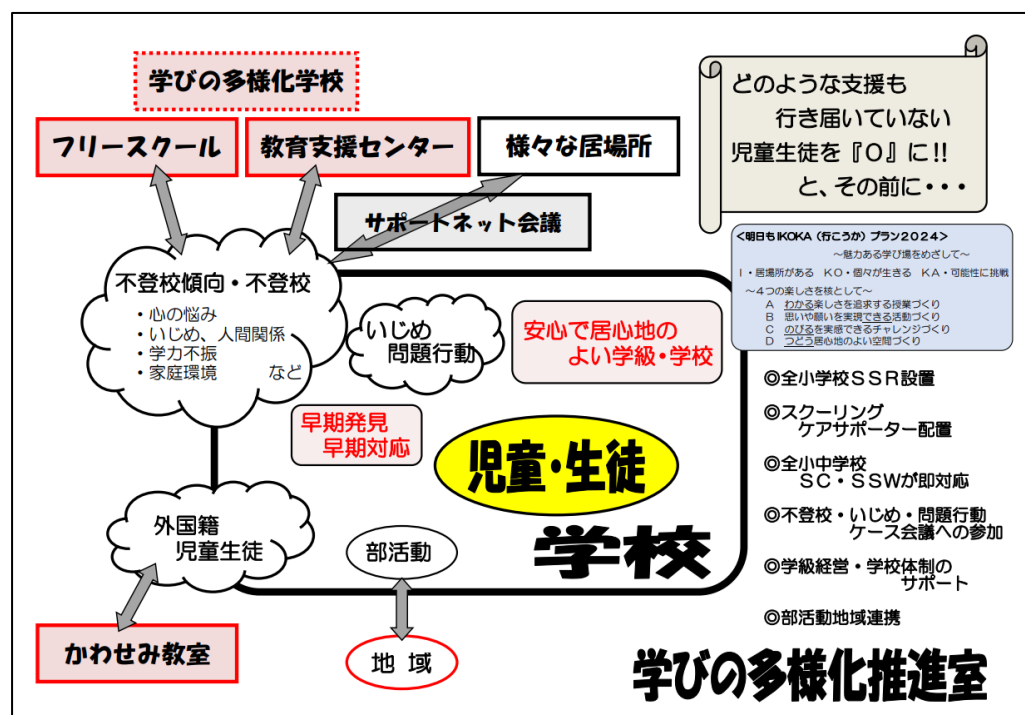
1. 【学びの多様化推進室の体制について】

- ・教員2名、係長（行政職）、不登校・いじめ対策指導員、SSW、SC、地域連携CO体制で、関係各機関と連携を図る。



2. 【学びの多様化推進室の機能について】

- ・どのような支援も行き届いていない児童生徒を「0」に。
- ・不登校、不登校傾向となる児童生徒の原因は多種多様となっている。児童生徒個々の抱えている要因を適確にアセスメントし、その子に応じた支援をプランニングし適切な支援へ繋いでいく。
- ・不登校、不登校傾向となる前に、学校が全ての児童生徒にとって、安心して居心地のよい場所であるために、児童生徒・保護者・教職員、学校に対しての支援・助言・協働体制を整える。



3. 【令和6年度 実施事業について】

不登校対策事業

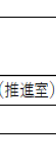
◎学び多様化推進室の学校との連携

- ・不登校・いじめ対策指導員、SSW、SCが各校を巡回したり、休み始めの5～7日目ケース会議に参加しアセスメント・プランニングに対して積極的に関わり、指導・助言を行うことで、学校の不登校児童・生徒への早期対応を支援し、不登校の未然防止を図る。
 - ・毎月の月例報告や状況調査等から気になる児童生徒について、学校訪問や教育相談部会への参加等で情報を共有し、連携して対応策を講じる。
- ◆各校からの要望に応じて、12月末までに50件以上のケース会議に参加。
 - ◆気になる児童生徒について、学校訪問や教育相談部会へ、12月末までに、全中学校2回、小学校5校を訪問。
 - ◆ケース会議や学校訪問の中で気になる児童生徒をサポートネットにて、関係各課の協力へ繋げる。

◎SSW・SCの全小中学校配置による相談体制の充実

- ・不登校傾向や不適応傾向等で不安や悩みを持つ児童生徒が、学校での学習・生活・対人関係が少しでもスムーズに送れるように支援するため、今までから県費・市費で配置されていたSSW・SCに加え、学びの多様化推進室に配置されたSSW・SCにより市内全小中学校への配置が可能となり、児童生徒の環境調整や相談活動、その保護者の面談を行っている。また、教職員の児童生徒とその保護者への対応について専門的な視点から助言を行い教職員の資質向上を図る。

【市内SSW配置図】

	小学校数	県SSW	市SSW	多様化推進室	
水口中学区	4	長橋（伴谷小）	熊川（信楽小）		
城山中学区	2	西川（水口小）	野崎（伴東小）		
土山中学区	2				
甲賀中学区	3		奥嶋（甲一小）		長橋（推進室）
甲南中学区	5	長橋（伴谷小）	奥嶋（甲一小）		
信楽中学区	5	西川（水口小）	熊川（信楽小） 野崎（伴東小）		

【市内SC配置図】

	中学校数	小学校数	県中学校 SC	県小学校 SC	多様化推進室
水口	2	6	佐々木（水口中） 中澤（水口中） 高西（水口中） 若井（城山中）	若井（伴谷東）	
土山	1	2	森（土山中）		
甲賀	1	3	藤井晴（甲賀中）		
甲南	1	5	風呂井（甲南中）	綱島（希望ヶ丘）	
信楽	1	5	山本（信楽中）		

	水	木	金
午前	水口 (伴主川小)	甲南 (甲南中)	多様化 推進室
午後	多様化 推進室	信楽 (信楽小)	土山甲賀 (大厚小)

	水	木	金
午前	土山甲賀 (大厚小)	信楽 (信楽小)	多様化 推進室
午後	多様化 推進室	甲南 (甲南中)	水口 (伴主川小)

隔週で変更

- ◆室所属のSCの活用状況は、1学期：実人数69名のべ158名、2学期：実人数57名のべ129名の児童・保護者の相談・面談対応。また、小学校6校で職員研修の講師や授業での活用も行っている。
- ◆室所属のSSWは、様々なケース会議へ参加し専門的な立場から助言をしたり、ケースによっては児童生徒の家庭に関わっている。また、市内SSW連絡協議会にて総括役として市内の状況把握。

◎サポートネット会議の再々構築

- ・不登校児童・生徒、その保護者のあらゆる課題に寄り添った支援ができるように、昨年度まで学校教育課・発達支援課・健康福祉部で行ってきたサポートネット会議に、子ども政策部も参加することにより、今まで以上に総合的なアセスメントを行い早期対応や事案の深刻化防止を図るとともに、長期的なフォローアップができる体制を構築。

- ◆12月末までに、9名の児童生徒について協議。
- ◆会議の内容を受け、関係各部課より保健センターや学んでいこうか等支援がつながったケースもあり。

スペシャルサポートルーム（SSR）設置事業

◎全小学校SSRの設置とスクーリング・ケアサポーターによる支援の充実

- ・様々な理由により教室に入りにくい児童が安心して学習や生活ができるように、現在対象の児童がいる、いないに関わらず、全小学校にスペシャルサポートルーム（SSR）を設置しすぐに対応できる体制を整備。
- ・SSRの設置に伴い、対応する支援員も確保する必要があることから、スクーリング・ケアサポーターの時間数を、年間14,700時間（令和4年度：1,440時間）に大幅拡大し各校の実情に応じて配置することで、落ち着いた空間で、きめ細かな対応を行い、自分のペースで学習が進められることで不登校の未然防止を図る。
- ◆12月末までに、市内小学校でSSRを利用した実人数は109名。そのうち、改善傾向がみられる児童が90名と83%にあたる。
- ◆SSRの利用まではしていないが、スクーリングケアサポーターが対応している児童の実人数が200名。
- ◆スクーリングケアサポーターは、現在市内19校で48名。

教育支援センター事業

◎支援員、サポーター増員による支援の充実

- ・令和5年度は、小・中学生19人（令和4年：12人）がのべ815回（令和4年：580回）通所し、通所者数は年々増加している。また、個別対応が必要なケースや母子分離ができていないケースなども増えてきていることから、今年度は支援員1名、サポーター2名を増員し支援の充実を図っている。
- ・令和6年度は、12月末で小学生3名・中学生16名が通所
小学生1名・中学生1名が見学・体験

◎支援の必要な生徒・児童へスピーディーな対応と拠点施設の整備を検討

- ・教育支援センターへの入所の手続きにおいて、発達支援課の教育相談を受けていることが必須となっており、新規の場合は入所までに時間がかかってしまい、すぐにでも何かの支援を求めたい児童・生徒やその保護者を待たせてしまっている現状が課題であった。
- ◆よりスピーディーに学び場の確保ができるように、各校にSCが関わるのが可能となったため、各校でのSCの見立てとプランニングにより入所できるよう改善を図った。

フリースクール利用支援事業

◎フリースクール利用児童生徒支援補助金制度の補助対象の拡大

- ・昨年度までは授業料に対する補助を行っていたが、今年度から授業料に加え通所に係る交通費の補助も行っている。

◆令和6年度現在、11名の児童生徒が補助金を利用（うち5名は交通費のみの申請）

4. 【令和6年度 12月末の不登校の状況について】

12月末日までで不登校（30日以上欠席（病欠、その他含む））と

准不登校（欠席日数が15日以上29日以下）の児童生徒数

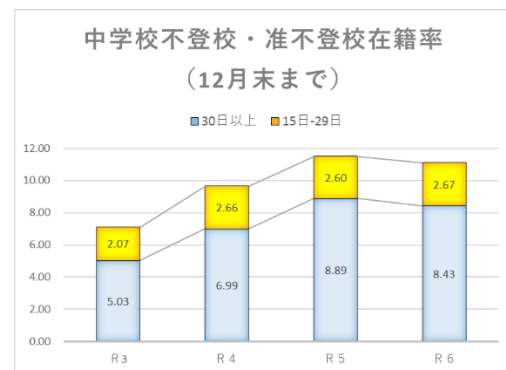
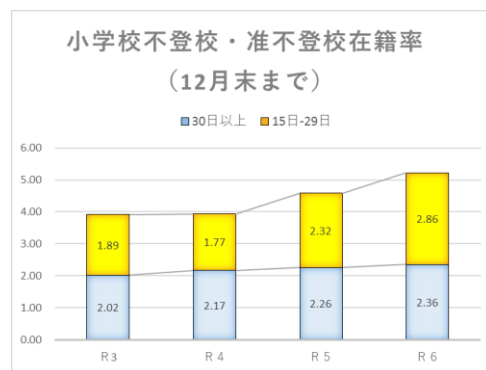
【小学校】

【 】は割合（％）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不登校	95 【2.02】	99 【2.17】	102 【2.26】	104 【2.36】
准不登校	89 【1.89】	81 【1.77】	105 【2.32】	126 【2.86】
合 計	184 【3.91】	180 【3.94】	207 【4.58】	230 【5.22】

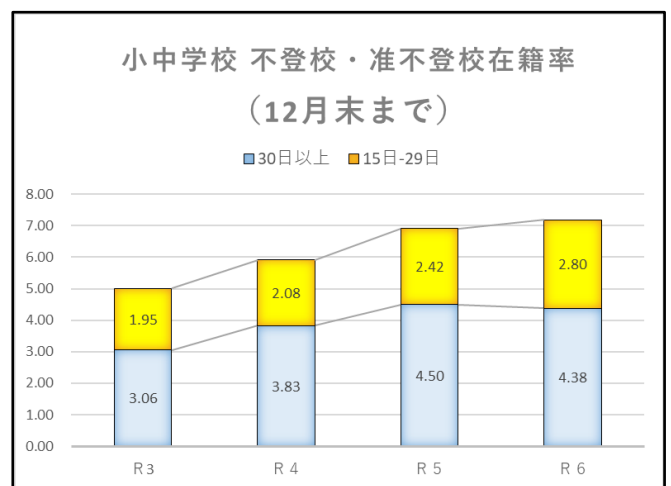
【中学校】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不登校	124 【5.03】	168 【6.99】	205 【8.89】	186 【8.43】
准不登校	51 【2.07】	64 【2.66】	60 【2.60】	59 【2.67】
合 計	175 【7.11】	232 【9.65】	265 【11.50】	245 【11.10】



◆市内小中学校の不登校在籍率は12月末においては、少しではあるが低下しており、不登校・准不登校の在籍率は頭打ちとなった。

◆不登校児童生徒への支援とともに准不登校児童生徒が不登校へと変わっていかないように、SSRをはじめ様々な支援を図っていきたいと考えている。



甲賀市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、市の教育に資するため、甲賀市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及びこれらに関する事務の調整を行う。

(1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。

(2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(調整結果の尊重)

第5条 市長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第6条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴

くことができる。

（会議の公開）

第7条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（議事録）

第8条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により総合教育会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

（庶務）

第9条 総合教育会議の庶務は、総合政策部政策推進課において行う。ただし、総合教育会議に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。

甲賀市総合教育会議構成員名簿

氏 名	役 職	備 考
岩 永 裕 貴	市 長	議 長
立 岡 秀 寿	教育長	
野 口 喜 代 美	教育長職務代理者	
松 山 顕 子	委 員	
池 田 吉 希	委 員	
青 木 秀 樹	委 員	

※甲賀市総合教育会議設置要綱第3条に基づく